

金融業における環境事業活動の現状と  
銀行に期待される役割

平成 21 年 1 月

全 国 銀 行 協 会

## 〔 目 次 〕

<b>本稿の刊行にあたって</b> . . . . .	1
<b>I. 環境認識の高まりと各分野での取組み</b> . . . . .	2
<b>1. 国際社会における環境意識の高まりと政府の取組み</b> . . . . .	2
(1) 国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC)) の締結 . . . . .	2
(2) 低炭素社会の実現に向けた国際的枠組み—京都議定書— . . . . .	3
(3) 地球環境問題へのわが国からのアプローチ —北海道洞爺湖サミット・低炭素社会づくり行動計画— . . . . .	4
(4) 排出量取引における国内外の取組みの状況 . . . . .	6
<b>2. 金融分野における環境問題への取組み</b> . . . . .	8
(1) 米国における環境への配慮の動き . . . . .	8
(2) 国連環境計画・金融イニシアティブ . . . . .	8
(3) Ceres (Coalition for Environmentally Responsible Economies (環境に責任を持つ経済連合)) . . . . .	9
(4) エクエーター原則 . . . . .	10
(5) 責任投資原則 (The Principles for Responsible Investment (PRI)) . . . . .	10
(6) 社会的責任投資フォーラム (Social Investment Forum (SIF)) . . . . .	11
<b>II. 銀行業務を通じた環境事業活動の現状</b> . . . . .	13
<b>1. ガバナンス等</b> . . . . .	13
(1) 環境方針の策定およびガバナンス体制等 . . . . .	13
(2) 環境配慮行動に係る情報発信—サステナビリティ・レポート等の作成— . . . . .	16
<b>2. 預金等業務</b> . . . . .	17
(1) 預金 . . . . .	17
(2) 投資信託 (SRIファンド) . . . . .	18
<b>3. 融資業務</b> . . . . .	21
(1) 個人向け融資 . . . . .	21
(2) 企業向け融資 . . . . .	24
(3) プロジェクト・ファイナンス . . . . .	26
<b>4. その他銀行業務等</b> . . . . .	27
(1) 銀行の投資活動 . . . . .	27
(2) 信託商品 . . . . .	27
(3) 環境関連コンサルティングサービス等 . . . . .	29

<b>Ⅲ. 全銀協における環境問題への取組み</b>	30
<b>1. 環境問題に関する行動計画の策定</b>	30
<b>2. 銀行の環境負荷低減に向けた取組みの支援</b>	30
<b>3. 会員銀行への情報提供の実施</b>	31
<b>4. 全銀協エコプロジェクトの推進</b>	31
<b>Ⅳ. 他業態等の取組みの現状</b>	33
<b>1. 政策金融における取組み</b>	33
(1) 環境配慮型投融資・環境格付（日本政策投資銀行）	33
(2) 環境・エネルギー対策資金の支援、国際金融における環境問題への取組み （日本政策金融公庫）	33
(3) 省エネ住宅の供給促進（独立行政法人住宅金融支援機構）	34
<b>2. その他の取組み</b>	35
(1) 損害保険会社	35
(2) 生命保険会社	35
(3) 証券会社	35
(4) 商社	36
(5) 自動車	36
(6) 電力	37
(7) 家電	37
<b>Ⅴ. 銀行に期待される役割と今後の課題</b>	38
<b>1. 環境配慮型経営の推進</b>	38
(1) 環境配慮の意識付けとガバナンス体制の充実	38
(2) 環境配慮行動に係る情報発信の推進	38
<b>2. 環境配慮型資産運用の推進</b>	39
<b>3. 環境配慮型投融資の推進</b>	39
(1) 企業向け融資	39
(2) 個人向け融資	39
(3) 銀行の投資活動	40
<b>4. 業界団体としての支援</b>	40
<b>おわりに</b>	41

## 本稿の刊行にあたって

2008年7月、内閣府は、「低炭素社会に関する特別世論調査の概要」を公表した。この調査結果によれば、「低炭素社会」を実現すべきか、との問いに対し、約9割が実現すべきとの回答であった。また、「低炭素社会」をつくるための重要な取組みについて聞いたところ、「省エネ家電・住宅、環境に優しい車などの普及」が約7割、「太陽光・風力などの自然エネルギーの利用」が約6割という回答になっている<sup>1</sup>。

このように個人レベルで環境意識が高まってきた背景には、情報通信技術の発達により、人類が抱えている環境問題の深刻さを、日本国民もリアルタイムで実感する機会が増してきたことがある。

こうしたなか、北海道洞爺湖サミットが開催され（2008年7月）、「2050年までに世界全体の（温室効果ガスの）排出の少なくとも50%削減を達成するという目標を共有すること」が採択された。一方、政府は、わが国が低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定し（2008年7月）、そのなかで「環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備」が盛り込まれた。

このように官民一体となった環境金融への期待が高まりつつあるなか、重要な社会的・公共的使命を担う銀行としても、金融仲介機能を活かした環境配慮行動に積極的に取り組んでいくことが求められている。

本稿は、国際社会における環境意識の高まりと政府の取組みや、特に民間レベルでの金融分野における環境問題への取組みを概観するとともに、環境関連投融资などの金融商品・サービスを切り口とした、金融機関における取組みの現状や欧米等における事例等を検証し、今後、個別銀行として、そして業界団体として貢献できることは何かについて、展望することを目的としている。

本稿が今後、銀行や金融機関等に期待される役割を考えるに当たり、少しでもお役に立てれば幸いである。

平成21年1月  
全国銀行協会

---

<sup>1</sup> 世論調査は2008年5月に実施。複数回答も可とするなかで、本文の回答の他、「レジ袋削減、リサイクルなどの資源の有効利用」が約7割、「植林、森林の保全」が約6割、「水、照明、冷暖房などのむだをこまめに減らすこと」が約6割といった回答があった。

## I. 環境認識の高まりと各分野での取組み

本章では、国際社会において地球規模の環境問題が認識され始めて以降、国際社会や政府が取り組んできたこと、および、金融分野における環境問題への取組みを概観する。

国際社会や政府による環境問題への取組みについては、大気中の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>、メタン等）の削減に向けた取組みのベースとなっている「京都議定書」や、わが国でも2008年10月から試行的に実施された「排出量取引の国内統合市場」実施までの歩み、また、「北海道洞爺湖サミット」におけるわが国のアプローチについて概観する。

また、金融分野における環境問題への取組みについては、米国、欧州など世界各国でそれぞれ固有の歴史を持ち、今日に至っている。そこで、米国における環境への配慮の動きを例に挙げて検証するとともに、金融分野、特に銀行分野における環境問題への国際的なフレームワークにスポットを当てて、概観する。

### 1. 国際社会における環境意識の高まりと政府の取組み

国際社会が地球規模の環境問題を意識し、その取組みを本格化したのは、1972年6月にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」にさかのぼる。同会議では、「かけがえない地球」を合い言葉に、地球環境問題に対する取組みが議論され、「**人間環境宣言**<sup>2</sup>」および「**環境国際行動計画**<sup>3</sup>」が採択された。また、これを実施に移すための機関として、1975年12月、**国連環境計画**（United Nations Environment Programme（UNEP））が設立された。

1980年代になると、大気汚染問題をはじめとする地球規模の環境問題の実態が明らかとなり、「**持続可能な発展**（sustainable development）」の必要性が叫ばれるようになってきた<sup>4</sup>。その後、持続可能な発展への取組みは、地球温暖化問題への取組みに拡大し、産業界、とりわけ環境問題との関係が明白な化学・エネルギー産業を皮切りとしてサービス産業の分野にまで広がり、今日に至っている<sup>5</sup>。

#### (1) 国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change（UNFCCC））の締結

1992年5月に開催した地球サミット（リオデジャネイロ）では、大気中の温室効果ガスの増加が地球の温暖化を招き、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあるとの認識のもと、大気中の当該ガスの濃度を安定化させることを目的として**国連気候変動枠組条約**

<sup>2</sup> 共通見解7項目の宣言文と26の原則（共通の信念）からなる宣言。

<sup>3</sup> 行動計画では、国際的に重要な汚染物質の把握と規制等、5つの分野について勧告する内容となっている。

<sup>4</sup> 国連の「環境と開発に関する世界委員会（WCED、いわゆるブルントラント委員会）」が1987年に提唱したもので、「将来の世代が彼らのニーズを満たす可能性を損なうことなく現世代のニーズを満たす発展」をいう。

<sup>5</sup> 地球温暖化問題については、2006年10月に英国の経済学者ニコラス・スターン博士が取りまとめた「気候変動の経済学（スターンレビュー）」、および2007年11月に国連の下部組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発行した「IPCC第4次報告書」において、その緊急性が叫ばれている。

(以下「UNFCCC」という。)が締結され、155か国の署名により1994年3月発効した<sup>6</sup>。

同条約は、条約の附属書Iの締約国(以下「先進国」という。)に対して、次のことを求める内容となっている。

- 温室効果ガスの濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で安定化させることを究極の目的とし、「共通だが差異のある責任(Common but Differentiated Responsibility)」の原則のもとで、先進国が率先して温室効果ガス排出削減に取り組み、温室効果ガスの人為的排出による長期的傾向を是正させるような政策を策定し、対応措置を講じること。
- 先進国が途上国に対して、気候変動に関する資金援助や技術移転などを実施すること。

1995年3月の第1回気候変動枠組条約締約国会議(Conference Of the Parties 1(COP1):ベルリン開催)では、削減の数値目標を先進国に課す議定書を策定することが決定され、これにもとづき継続的な交渉が行われた。その結果、1997年12月のCOP3(京都開催)において、2008年～2012年までの温室効果ガス排出量の平均値を、欧州は1990年比で8%、米国は同7%、日本は同6%を削減する数値目標を課す「**京都議定書**<sup>7</sup>」が採択された。

その後、米国が京都議定書の批准から離脱したものの、2004年11月にロシアが京都議定書を批准し、2005年2月、京都議定書が発効した。

## (2) 低炭素社会の実現に向けた国際的枠組み—京都議定書

**京都議定書**は、先進国の国別排出総量について、法的拘束力のある削減目標を課したものであり、目標達成のための政策・措置の選択は各国にゆだねられている。その特徴は、自国の排出量削減努力のほか、市場メカニズムを利用した**京都メカニズム**(共同実施(JI)<sup>8</sup>、クリーン開発メカニズム(CDM)<sup>9</sup>、排出量取引の3つ)を導入したことである。

わが国は世界的に見ても優れた環境技術を有しており、様々な分野においてエネルギーの高効率化等を図ってきた。その結果、温室効果ガスを削減するための限界コスト(Marginal Cost)は諸外国に比べて高水準となっており<sup>10</sup>、京都議定書に定められた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、CDMのほか、**排出量取引**が有効な手段であるとされている。

この排出量取引について、英国では、2002年4月から任意参加による取引制度が実施され、翌2005年1月からは**EU域内排出量取引制度**(EU-ETS)が開始された。わが国では、2005年4月から「環境省自主参加型国内排出量取引制度」が開始され、2008年10月から排出量取引の国内統合市場が試行的に実施されている。この排出量取引の枠組みについては、後述する。

<sup>6</sup> 2008年10月現在、世界192か国・地域が締結している。

<sup>7</sup> 2008年10月現在、世界183か国・地域が批准している。わが国は2002年6月に批准している。

<sup>8</sup> 数値目標が設定された先進国同士が共同でプロジェクトを実施し、結果としての排出削減量を分け合う。

<sup>9</sup> 数値目標が設定された先進国が、数値目標のない国に対し資金や技術を提供してプロジェクトを実施し、結果としての排出削減量を分け合う。

<sup>10</sup> A.D.Ellerman, H.Jacoby, and A.Decaux, 1998, "The Effects on Developing Countries of the Kyoto Protocol and CO2 Emissions Trading", MIT Joint Program Report No.41

### (3) 地球環境問題へのわが国からのアプローチ

#### －北海道洞爺湖サミット・低炭素社会づくり行動計画－

##### ① 北海道洞爺湖サミット

2007年5月、安倍晋三内閣総理大臣（当時）は、「美しい星へのいざない『Invitation to Cool Earth 50』～3つの提案、3つの原則～」（クールアース50）を発表し、「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減する長期目標を国際的に共有すること」を提案した。3つの原則とは、2013年以降の国際的な枠組みとして、①米国、中国、インド等の主要排出国がすべて参加し、世界全体での排出削減につなげること、②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること、③省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること、である。

2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）では、地球環境問題を主要な議題として掲げ、「2050年までにクールアース50のビジョンをUNFCCCの全締約国と共有し、かつ、UNFCCCのもと、この目標を当該諸国と検討して採択することを求めること」等が首脳宣言のなかに盛り込まれた。

今後は、より具体的な環境問題に係る国際的枠組み（条約、行動計画等）の策定など、積極的な対応が期待されている。

#### 【資料1】 G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言（骨子）「環境・気候変動」の部

##### ○ 気候変動

- ・気候変動と闘うために力強い指導力を発揮するという我々のコミットメントを再確認。パリで採択された決定を2009年までに国連気候変動枠組条約（UNFCCC）プロセスにおいて世界的な合意に達するための基礎として歓迎し、その成功裡の妥結にコミット。
- ・主要経済国首脳会合によるUNFCCCに対する積極的な貢献を支持。
- ・2050年までに世界全体の排出の少なくとも50%削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCCの全締約国と共有し、かつ、この目標をUNFCCCの下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める。
- ・自らの指導的役割を認識し、我々各国が、全ての先進国間で比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施。
- ・セクター別アプローチは、各国の排出削減目標を達成するうえで、とりわけ有益な手法。また、エネルギー効率を向上し温室効果ガスを削減する有用な手法。
- ・2009年末までに交渉される国際合意において拘束される形で、すべての主要経済国が意味ある緩和行動をコミットすることが必要。

〔G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言（骨子）から抜粋〕

##### ② 低炭素社会づくり行動計画と金融への期待

このように国際社会が環境問題への取組みを強化していくなかで、わが国では、2008年1月の「クールアース推進構想<sup>11</sup>」を踏まえ、同年6月の福田康夫内閣総理大臣（当時）の

<sup>11</sup> 2008年1月のダボス会議において、福田康夫内閣総理大臣（当時）は、「クールアース推進構想」を提案した。この構想は、「クールアース50」を具体化する構想であり、①ポスト京都フレームワーク、②国際環境協力、③イノベーション、の3項目を提案している。このうちポスト京都フレームワークは、温室効果ガスを今後の10～20年の間にピークアウトさせる方策や、温室効果ガス排出量半減の方策を至急検討するよう国際連合に要請すること等を含んでいる。

スピーチ（いわゆる**福田ビジョン**）において、「その目標の達成のため、CO<sub>2</sub>排出量を2050年までに現状から60～80%削減する長期目標を掲げて低炭素社会の実現を目指す」ことを表明し、同月に公表した「地球温暖化問題に関する懇談会提言～『低炭素社会・日本』をめざして～」において、低炭素社会の実現に向けた基本的な方針が示された。

政府は、この内閣総理大臣スピーチおよび懇談会提言で示された政策項目ごとに、具体的な施策を明らかにすることを目的として、2008年7月に「**低炭素社会づくり行動計画**」（以下「行動計画」という。）を策定・閣議決定し、「今後は、本行動計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、定期的に取り組状況のフォローアップを行う」とした。この行動計画のなかには、「**環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備**」として、具体的な取組内容が盛り込まれており、今後の金融・資本市場の分野における取組を期待する内容となっている。

特に、**環境金融**については、「その範囲と類型を明らかにしつつ、我が国金融機関に対し、『責任ある投資原則』への取組を促し、環境金融の取組等の公表を促進する。また、環境関連融資やエコファンドなど金融機関の取組について報告を求め、その中で先進的な事例、普及が望ましい事例を取りまとめた事例集の作成を行う。」とし、金融機関の環境金融への一層の配慮を求める内容となっている。

## 【資料 2】

### 低炭素社会づくり行動計画

#### 「環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備」

我が国の資本市場を海外の事業者や投資家等から見ても国際的に魅力あるものにするための継続的な取組、個人投資家等の投資促進のための環境整備に加え、日本の金融・資本市場が環境配慮のトップランナーとなることを目指し、環境ビジネス等に内外からの資金が流れやすくなるための基準や仕組みづくりを行う。

具体的には、環境ビジネス等への資金の呼び込みによる競争力強化を図るため、企業の環境への取組を総合的に評価する手法、株価指数等への活用の可能性、比較可能な環境情報の開示の在り方等について 2008 年度中を目的に検討を深化し、2009 年度以降に評価手法の運用、比較可能な情報開示施策の実施を目指す。

また、具体的な資金供給の先駆けとして以下の取組を行う。

- ・「イノベーション創造機構」（仮称）を 2009 年度に創設し、国内外からの長期リスクマネーの円滑な供給を図る。
- ・環境ファンド、環境格付融資などへの資金的支援。
- ・民間資金を集めて環境保全などの事業に投融資する市民出資・市民金融（コミュニティ・ファンド等）の取組を促進するため、ガイドラインの策定等を行う。

環境金融については、その範囲と類型を明らかにしつつ、我が国金融機関に対し、「責任ある投資原則」への取組を促し、環境金融の取組等の公表を促進する。また、環境関連融資やエコファンドなど金融機関の取組について報告を求め、その中で先進的な事例、普及が望ましい事例を取りまとめた事例集の作成を行う。また、気候変動と社会・経済との相互関係等についての先進的研究を行うとともに、低炭素社会研究にかかわる機関による国際ネットワークを構築する。

〔「低炭素社会づくり行動計画」から抜粋〕



#### (4) 排出量取引における国内外の取組みの現状

こうした環境問題への取組みに対する制度整備が行われるなかで、わが国で2008年10月から試行の募集が開始された**排出量取引の国内統合市場**は、「**試行排出量取引スキーム**」と「**クレジットの創出、取引**」の2つの仕組みによって構成されている。

「**試行排出量取引スキーム**」は、企業等が自主的にCO<sub>2</sub>排出量削減目標を設定したうえで自ら削減努力を行い、その削減努力で賄えない場合には、取引で調達した排出枠・クレジットの充当を認める、という仕組みである。

この取引で調達できる排出枠・クレジットは、①他の企業等の削減目標の超過達成分の排出枠のほか、「**クレジットの創出、取引**」の仕組みで認める②**国内クレジット**<sup>12</sup>と③**京都クレジット**<sup>13</sup>となっている。企業等は、排出枠・クレジットを用いることにより、自主行動計画への反映等を通じて京都議定書の目標達成に貢献していくことになる。

今後政府は、この試行的実施により、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件や制度設計上の課題などを明らかにし、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげていく、としている（資料3参照）。

一方、欧州では、前述のとおり、**EU域内排出量取引制度（EU-ETS）**がすでに導入されており、多くの企業が排出量取引に参加している。EU-ETSは、発電所や石油精製施設などエネルギーを多く消費する施設（約11,500）から排出されるCO<sub>2</sub>を対象として、キャップ&トレード方式<sup>14</sup>により取引を行う。対象施設のCO<sub>2</sub>排出量は、EU25か国全体の排出量の49%相当を占めているが、2012年からは、航空部門の排出量もEU-ETSに組み込み、さらなる排出量削減の取組みを進めることとしている。

米国では、京都議定書の批准から離脱していることもあり、連邦レベルよりも地域（州）・民間レベルの枠組み整備が先行している。例えば、2005年12月にニューヨーク等の北東部10州が参加する「**地域温室効果ガス・イニシアティブ（Regional Greenhouse Gas Initiative (RGGI)）**<sup>15</sup>」が発足し、2018年までに温室効果ガス（Greenhouse Gas (GHG)）の排出量を2000～2004年の平均比で10%削減する目標のもと、2008年9月にオークション方式による排出量取引を初めて実施している。

また、こうした動きのなかで、EU主要国等は、2007年10月に各国の排出量取引制度を検討する「**国際炭素行動パートナーシップ（International Carbon Action Partnership (ICAP)）**」を創設している。ICAPでは、各国・各地域の制度を国際的にリンクさせるルール作りを開始しており、今後の国際的な市場の構築につながる取組みとして期待されている。

<sup>12</sup> 国内クレジット制度は、「京都議定書目標達成計画」（2008年3月28日閣議決定）において規定されている。大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等（自主行動計画に参加していない者）が行ったCO<sub>2</sub>の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。国内クレジットは、その制度における国内クレジット認証委員会によって認証されるクレジットを言う。

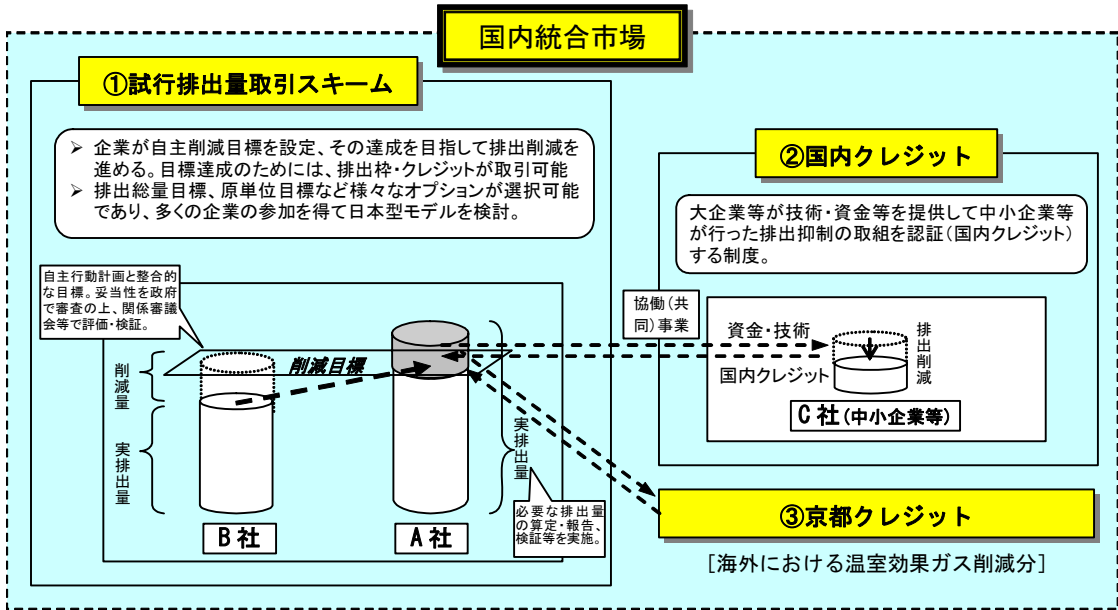
<sup>13</sup> 京都議定書にもとづき、すでにその創出、取引等に関するルールが定められているもの。

<sup>14</sup> キャップ&トレード方式は、政府が温室効果ガスの総排出量（総排出枠）を定め、それを個々の主体に排出枠として配分し、個々の主体間の排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度。

<sup>15</sup> RGGI（参加州10州）は、発電所のGHG排出量を段階的に削減していくことを目的としている。

【資料3】

排出量取引の国内統合市場（概要）



[経済産業省資料から作成]

## 2. 金融分野における環境問題への取組み

### (1) 米国における環境への配慮の動き

米国では、1960年代のサンタバーバラにおけるオイル流出事故、1970年代のナイアガラフォールズ市（ラブ・キャナル地区）の土壌汚染等を契機として環境問題への関心が高まり、1980年12月、汚染を引き起こした潜在的責任当事者に汚染施設・土地等の浄化を義務付けることを目的とした、いわゆる**スーパーファンド法**（包括的環境対処補償責任法：The Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act（CERCLA））が制定された。

この法律は、浄化責任を問われることを怖れる銀行の融資行動にも多大な影響を及ぼし、また、実際に米国の裁判所が「融資先企業によって引き起こされた汚染地の浄化費用負担責任」を貸し手の銀行に初めて認定した**フリート・ファクターズ判決**（1990年）は、銀行に対する一層の環境配慮行動を促す契機となった。

1990年代に入ると、FRB（連邦準備制度委員会）は各連邦準備銀行の監督官に対して通達（1991年：Environmental Liability）を発出、また、FDIC（預金保険公社）は各金融機関に対して環境リスク管理体制の整備（教育体制の整備・与信方針の策定・リスク分析）を促すためのガイドライン（1993年：Guideline For An Environment Risk Program）を発出するに至っている。

その後、スーパーファンド法は1996年9月に一部修正され、貸し手責任（Lender Liability）の範囲として、当該金融機関が環境規制の遵守に関する意思決定に加わっていた場合か、融資先企業の役員と同レベルの支配をしていた場合に限り、経営に関与したとして責任を問われることとなった。

こうした動きと並行するかたちで、1992年5月に「**環境および持続可能な発展に関する銀行声明**<sup>16</sup>」が取りまとめられ、同月、**国連環境計画・金融イニシアティブ**（United Nations Environment Programme Finance Initiative（UNEP FI））が設立された。

このように金融分野における環境問題への取組みは、当初は法律等の規制によるものが先行していたが、1990年近辺以降は民間レベルの自主的な取組みによるものへと変化し、現在に至っている。

以下では、UNEP FIのほか、民間レベルにおける国際的なフレームワークについて概観する。

### (2) 国連環境計画・金融イニシアティブ

#### ① 設立・組織

「**国連環境計画・金融イニシアティブ**（UNEP FI）」は、UNEPと約170の世界各地の銀行・保険会社・証券会社等におけるパートナーシップである。邦銀では、滋賀銀行、三

<sup>16</sup> 起草は、ドイツ銀行、カナダロイヤル銀行、HSBC等。1997年に「環境および持続可能な発展に関する金融機関声明」と改称され、一部改定が行われた。

井住友FG、住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、中央三井トラスト・グループ、みずほFGが署名している。

## ② 目的・活動内容

UNEP FIの目的は、「金融機関の様々な業務において、環境および持続可能性に配慮した最も望ましい事業のあり方を追求し、これを普及、促進すること」である。これを達成するために、前述の銀行声明（後の金融機関声明）の取りまとめを行うなど、多数の金融機関との間で積極的に情報交換を行うとともに、環境に配慮した様々な業務やサービスの推進に取り組んでいる。

## ③ 「UNEP FIアジア・太平洋地域タスクフォース 日本グループ」の発足

UNEP FIは、経済発展が著しいアジアにおいて、環境問題への対応が重要な課題となっていることから、UNEP FIの理念をこれまで以上にアジア地域に普及させることを目的に、2003年10月、「2003 UNEP FI 東京会議」を開催した。

その後、UNEP FIに署名した国内金融機関は、金融機関等の相互交流・情報発信等を目的として、「UNEP FIアジア・太平洋地域タスクフォース 日本グループ」が2005年10月に発足した。

この日本グループは、アジア・太平洋地域タスクフォース内のオーストララシア（豪州・ニュージーランド）グループ、アウトリーチ・グループ（地域内の機関同士が国境を越えて交流することを目的とするもの）とともに、日本およびアジア太平洋地域において、前述のUNEP FI金融機関声明の精神の普及を推進している。

## (3) Ceres (Coalition for Environmentally Responsible Economies (環境に責任を持つ経済連合))

### ① 設立・組織

Ceres（セリーズ）は、環境保護団体・投資家（投資顧問会社・基金等）等から構成される組織であり、1989年3月にアラスカ沖で起きた大型タンカーの原油流出事故を契機として、投資家等の有志メンバーによって同年4月に設立された。その目的は、地球環境と人類の未来のため、持続可能性（sustainability）の考え方を資本市場メカニズムに取り入れることである。

### ② 活動内容

Ceresは、1992年4月、金融機関等を含む企業が環境保全のために遵守すべき原則として、「セリーズ10原則」（旧称「バルディーズ原則<sup>17</sup>」）を採択した。同原則を採用した企業は、地球環境問題に取り組むとともに、その活動を広く人々にアピールし、推進することが求められている。特に銀行は、資本市場における主な資金供給源であり、またリスク管理にも精通していることから、中心的な役割を担う存在として期待されている。

---

<sup>17</sup> 1989年9月に策定・公表。

2008年1月、Ceresは、世界の銀行の地球環境問題への取組みを業界横断的に比較し評価した「銀行部門におけるコーポレート・ガバナンスと気候変動」に関する報告書（Corporate Governance and Climate Change: The Banking Sector）を取りまとめ、公表した。この報告書では、世界の主要40銀行における地球環境問題への取組みとして、コーポレート・ガバナンスやその戦略的アプローチについての分析が行われている。

#### (4) エクエーター原則

##### ① 策定経緯

**エクエーター原則（赤道原則）**とは、プロジェクト・ファイナンス（対象は総額1千万ドル以上）を行う際の民間金融機関共通の原則である。環境問題に関する企業の社会的責任への注目度が高まるなか、環境NGO等から民間金融機関に対して、統一的な環境リスク評価を盛り込んだガイドラインの策定を求められるようになり、2002年10月、ABNアムロと国際金融公社（IFC）がロンドンに海外プロジェクト・ファイナンス業務の主要金融機関を集め、ガイドラインの制定を呼びかけた。これを契機として、プロジェクト・ファイナンス業務を営んでいる主要金融機関（ABNアムロ、シティグループ、バークレイズ、ウェストLBの4社）が、IFCのサポートを受けて本原則を策定し、2003年6月には、IFC定例会合において欧米金融機関10行によって採択された。

##### ② 目的・採択金融機関

本原則は、プロジェクトが地域社会や自然環境に与える影響を配慮して実施されたかを確認するための統一的な基準となるものである。2009年1月現在では、邦銀の3行<sup>18</sup>を含む世界の金融機関64社が本原則を採択している。

#### (5) 責任投資原則（The Principles for Responsible Investment（PRI））

**ESG 問題**とは、環境（Environmental）、社会（Social）および企業統治（Governance）の問題を総括するものである。近年、機関投資家の間では、投資を行うに当たり、資産を信託した委託者の利益を最大限にする義務に加えて、ESG 問題をはじめ、運用パフォーマンスに大きな影響を及ぼすあらゆる要素を適切に考慮する必要がある、と考えるようになってきた。

こうしたなか、2005年、アナン国連事務総長（当時）の招聘により、20の大手機関投資家（世界12か国）が集まり、大手機関投資家がESG問題を投資の意思決定や（株式の）所有慣習に体系的に組み込み、受益者のために長期的な投資成果を向上させることを目的として、**責任投資原則**（Principles for Responsible Investment（PRI））を取りまとめた。同原則は、2006年4月、ニューヨーク証券取引所において、アナン国連事務総長によって公表された。UNEP FIならびに**国連グローバル・コンパクト**<sup>19</sup>がその事務局を担ってい

<sup>18</sup> みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行の3行。

<sup>19</sup> 国連グローバル・コンパクト（GC）は、1999年1月開催の世界経済フォーラムで、アナン国連事務総長（当時）が提唱し、2000年7月に発足。①国連機関、労働、市民社会と共に人権、労働、環境の分野における10

る。

邦銀では、住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、中央三井アセット信託銀行、みずほ信託銀行、りそな信託銀行が署名している。

#### 【資料 4】

#### 責任投資原則

##### 【前文】

私たち機関投資家は、受益者のために長期的視点に立ち最大限の利益を最大限追求する義務がある。この受託者としての役割を果たすうえで、(ある程度の会社間、業種間、地域間、資産クラス間、そして時代毎の違いはあるものの) 環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題 (ESG : Environmental, Social, Governance) が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能であることと考える。さらに、これらの原則を適用することにより、投資家たちが、より広範な社会の目的を達成できるであろうことも認識している。したがって、受託者責任に反しない範囲で、私たちは以下の事項へのコミットメントを宣言する。

##### 【原則】

- ①私たちは、投資分析と意志決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます。
- ②私たちは、活動的な (株式) 所有者になり、(株式の) 所有方針と (株式の) 所有慣習に ESG 問題を組み入れます。
- ③私たちは、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求めます。
- ④私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
- ⑤私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
- ⑥私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

[UNEP FI ウェブサイト資料から作成]

#### (6) 社会的責任投資フォーラム (Social Investment Forum (SIF))

**社会的責任投資 (Socially Responsible Investment (SRI))** とは、財務指標などの経済的側面に限らず、環境への取組みやコンプライアンス (法令遵守)、従業員への配慮、地域社会への貢献などの社会的取組を考慮した投資を言い、SRIファンドを通じた投資のほか、株主が経営者に環境配慮行動を促すといった「株主行動」もこれに含まれる<sup>20</sup>。

**SRIファンド**は、1970年代に米国で初めて運用が開始され、現在では国内外の金融機関において積極的に開発・販売が行われている。この背景には、近年、環境関連ビジネスへの投資を望む機関・個人投資家が増えており、特に個人投資家の場合は、‘自分のお金が環境問題に役立っていることを実感したい’ といった環境意識の高まりがある。その結果、ファンドマネージャー等の投資判断に影響を与え、気候変動やそのリスクを考慮した投資の増加に結びついてきている。

**社会的責任投資フォーラム (Social Investment Forum (SIF))** は、こうしたSRIファンドなど社会・環境責任投資の推進を目的とした全米唯一の会員制の組織として、1981年

---

原則を世界のビジネス活動に組み入れる、②国連の目標を支持する行動に対して触媒の役目をする、を目的とする自発的な企業市民のイニシアティブ。2008年9月現在で、約6,000の一般企業等が参加している。

<sup>20</sup> 米国ではSRIを①スクリーン運用、②株主行動、③コミュニティ投資、の3つに分類している。一方、欧州では「コアSRI」と「その他のSRI」に分けて定義している。

に米国で設立された。米国の銀行をはじめとして、投資家やアナリスト、教育関係者等を含む500以上の投資家等が会員となっている。

わが国でも2003年11月、NPO法人 社会的責任投資フォーラム（SIF-Japan）が設立され、国内におけるSRIファンド等の普及と発展に寄与することを目的として活動している。SIF-Japanの集計によれば、国内の**公募SRI投信**<sup>21</sup>は、ファンド本数が62本、純資産残高が6,707億円に達している（2008年6月末現在、資料5参照）。

**【資料5】**

**日米欧のSRI資産残高（比較）<sup>22</sup>**

国・地域	資産残高
米 国	2兆7,110億ドル（約270兆円）
欧 州	2兆6,650億ユーロ（約346兆円）
日 本	6,707億円

<sup>21</sup> 公募SRI投信は、「SIF-JapanによるSRI投信の基準」を満たすファンドであり、その基準は、①最終的な資金の供給者の意思が確認できる広い意味での投資であること、②投資プロセスでESGの1つ以上を考慮していること、といった原則からなる。

<sup>22</sup> Social Investment Forum, 2007 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States, Executive Summary、Eurosif, 2008 European SRI Study、NPO法人社会的責任投資フォーラム「日本SRI年報 2007」、「公募SRI投信の純資産残高とファンド本数推移」から作成。資産残高については、米国は2007年、欧州は2007年12月末、日本は、2008年6月現在。

## II. 銀行業務を通じた環境事業活動の現状

経済活動がグローバル化する現代社会において、経済と表裏一体をなす金融が地球環境に及ぼす影響は極めて大きく、近年では国際的なフレームワークのもと、様々な環境事業活動が行われてきている。とりわけ銀行は、顧客のお金を預かり、資金を必要としている者に貸し出すという重要な金融仲介機能を果たしており、その社会性・公共性の観点からも、これまで以上に環境に配慮した事業活動に力を入れていくことが期待されている。

本章では、銀行業務を通じた環境事業活動の現状として、銀行がどのようなガバナンス体制のもと、基本業務である預金・融資等業務を行っているのかについて、わが国および海外金融機関における取組みを概観する。

### 1. ガバナンス等

#### (1) 環境方針の策定およびガバナンス体制等

##### ① 海外金融機関

海外の大手金融機関では、商品、サービスの提供を通じて環境問題に取り組むとともに、自社における温室効果ガスの排出量削減の取組みを内容とした**環境方針 (Environmental Policy)**を策定し、環境問題に取り組んでいる例が見られる。こうした動きは1990年代前半から活発化し、1991年にノバスコシア銀行およびカナダロイヤル銀行、1993年にはUBSが環境方針を策定している。この背景には、1992年の地球サミットで「持続可能な発展 (Sustainable Development)」が世界の目指すべき目標として採択されたことなどが考えられる。

##### 【事例1】

UBSでは、「環境リスクを特定し、管理すること」、「金融市場において環境に配慮した商品、サービスを提供すること」、「環境パフォーマンスを継続的に改良すること」を環境方針として掲げ、その方針を達成するために5つの原則を示している。UBSはこの環境方針を環境問題の所管部署や、部門横断的に環境問題への取組みを推進している部署等を通じて、商品、サービスを提供する際の具体的な指針として活用している（原則については資料6を参照）。

##### 【資料6】

##### UBSの環境方針



[UBS ウェブサイト資料から作成]



また、海外の大手金融機関では、環境問題を扱う役員会議を設置し、所管部署から具体的な取組みに関する報告を受けて、環境方針を定期的にレビューするとともに、その実効性を確認し、環境問題への取組みについて改善を図っている例が見られる。そのような金融機関では、最高経営責任者（Chief Executive Officer）が環境問題への取組みに関する声明をインターネット等を通じて発表しているほか、最高環境責任者（Chief Environmental Officer）を設置し、環境問題に取り組んでいる<sup>23</sup>。

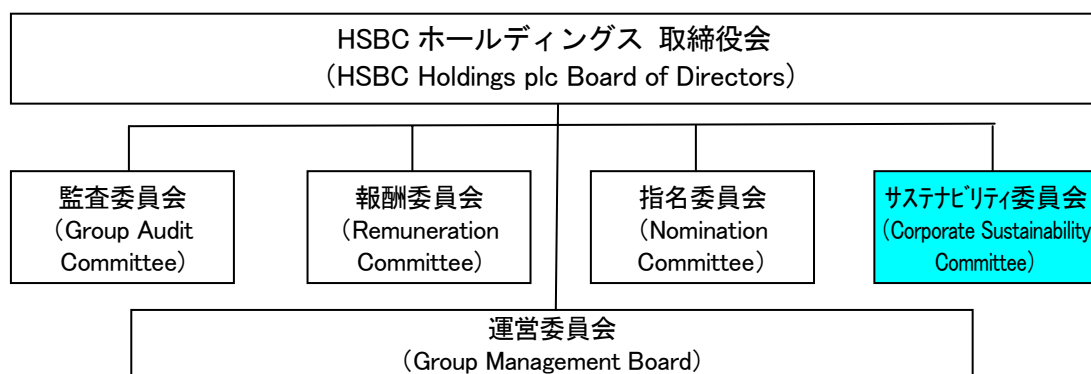
加えて、海外の大手金融機関では、従業員に対して自社の環境方針、ガイドライン、エクセクティブ原則等の国際的な取組み、環境問題全般に関する研修を実施している例が多く見られる。

**【事例2】**

HSBC Holdingsでは、サステナビリティ委員会（Corporate Sustainability Committee）を設置し、監査委員会（Group Audit Committee）、報酬委員会（Remuneration Committee）および指名委員会（Nomination Committee）と同列に位置付けている。2003年9月以来、グループのサステナビリティ方針<sup>24</sup>（Sustainability Policy）にもとづき、業務が適切に行われているか監視するとともに、役員会議（Board of Directors）への助言を行っている（資料7参照）。また、Fortis N.V.では、グループのサステナビリティ方針を策定、調整するCSR所管部署が、執行委員会（Executive Committee）の直轄組織として設置されている（資料8参照）。

**【資料7】**

**HSBCのガバナンス体制**

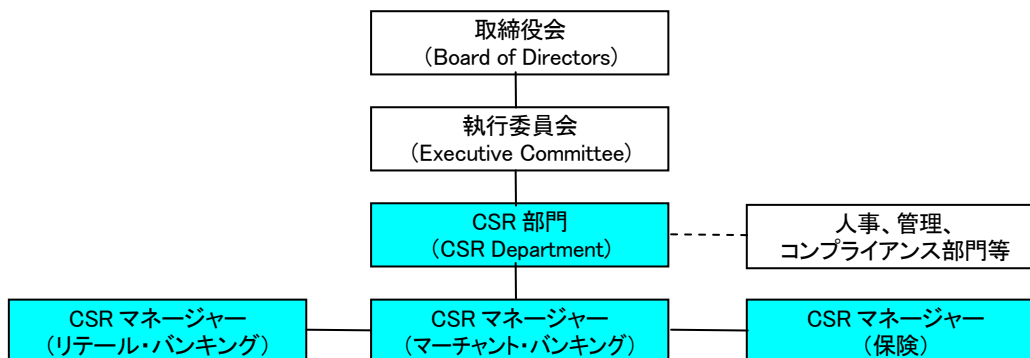


[HSBCウェブサイト資料から作成]

<sup>23</sup> 米国の一部の金融機関（投資銀行、投資顧問会社）では、最高環境責任者を設置し、環境方針を策定するといったガバナンスは存在しない。このほか、中国の銀行（中国銀行および中国工商銀行）では、環境関連商品、サービスの提供を行っているものの、最高環境責任者を設置し、環境方針を策定するといったガバナンスの存在は確認できない。

<sup>24</sup> HSBCのように、金融機関によっては「環境方針」を「サステナビリティ方針」として策定している。

**【資料8】 フォルティスのCSRに係るガバナンス体制**

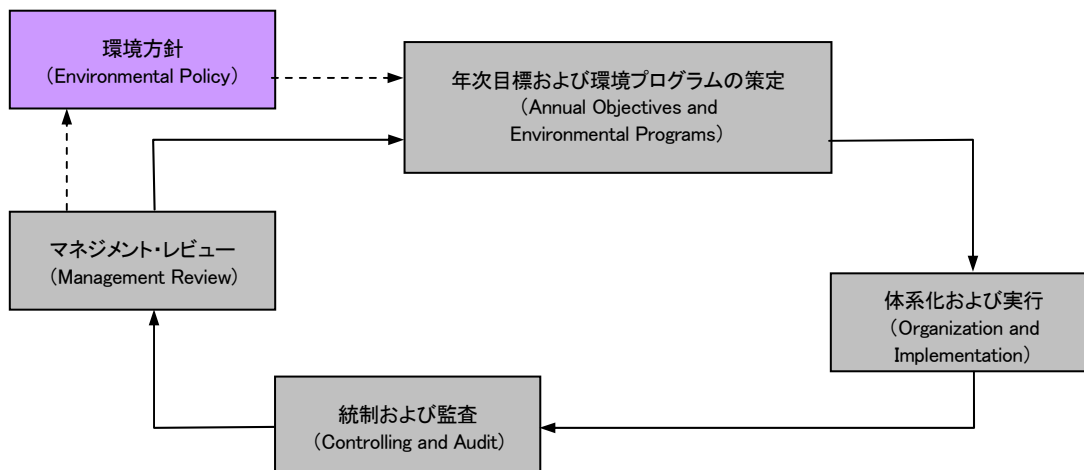


[フォルティス ウェブサイト資料から作成]

**【事例3】**

UBSでは、PDCAサイクルを採用し、環境方針の実効性を確保している（資料9参照）。まず、環境問題の所管部署がサイクルを策定し、各事業部門が執行委員会（Executive Board）承認の年次目標<sup>25</sup>を実行に移すとともに、その目標の達成状況について、外部および内部の監査を受けることとなっている。そして、環境問題の所管部署はその監査結果を取りまとめて執行委員会に報告するとともに、新たに策定した年次目標について承認を受ける、というプロセスが繰り返される。

**【資料9】 UBSの環境マネジメントサイクル**



[UBS ウェブサイト資料から作成]

**② 国内銀行**

わが国では、都市銀行のほか地方銀行および第二地方銀行協会加盟行（以下「地域銀行」という。）が環境方針を策定するとともに、環境問題に取り組むための委員会や専門部署等を設置し、環境問題に取り組んでいる。また、地域銀行のなかには、「環境銀行」という看板を掲げて、積極的に環境問題に取り組んでいる銀行もあるほか、従業員

<sup>25</sup> 年次目標の設定は、①環境等に係るリスクに適応した金融商品、②社内の業務執行における環境性能評価、③法的要請等の遵守状況のモニタリングなど、環境に影響を及ぼす項目の分析にもとづいて行われている。

に対して環境問題に関する研修を積極的に実施している例が多く見受けられる。

#### 【事例4】

三菱UFJフィナンシャル・グループでは、持株会社をはじめとする、グループ内の金融機関ごとに環境担当役員を配置しているほか、2006年3月、グループ環境方針を定めている。また、三菱東京UFJ銀行では、2005年10月、環境融資の専門部署である「環境融資室」を他行に先駆けて設置している。

びわこ銀行では、2000年7月、環境方針を定めているほか、行内に「環境銀行」という部署を設け、環境に関する各種預金・融資・サービスを開発・推進している。また、環境管理責任者を配置し、各部門を横断する環境推進委員会を設置しているほか、環境マネジメントシステムが適切に運用されているかどうかをチェックする年1回の内部監査を実施している。

また、地域銀行のなかには、都市銀行等と「環境融資等に関する業務協力協定」を締結し、環境関連事業に関するノウハウを活用した取組みを行っている例もある。

## (2) 環境配慮行動に係る情報発信－サステナビリティ・レポート等の作成－

海外の大手金融機関では、GRIガイドラインにもとづき、サステナビリティ・レポートを作成し、自社の気候変動問題への取組みを公表している例が見られる。

国内銀行でも、GRIガイドラインや環境報告ガイドラインにもとづき、サステナビリティ・レポートに相当するものを作成している。その形態は様々であり、CSRレポートや環境報告書といったレポートを独自に作成している銀行のほか、ディスクロージャー誌に組み込んでいる例が見られる。

### 【資料 10】

#### GRIガイドライン

国際的 NGO である GRI (Global Reporting Initiative) は、1997 年、Ceres と UNEP の合同事業として、サステナビリティ・レポート (持続可能性報告書) における質、厳密性、利便性の向上を目的として発足し、2000 年 6 月、最初の持続可能性報告書のガイドライン (GRI ガイドライン) を策定、公表した。その後、2002 年、2006 年にガイドラインの改訂を行っている。わが国の金融機関や大手企業においても、GRI ガイドラインに準拠したサステナビリティ・レポートが公表されるなど活用されている。

### 【資料 11】

#### 環境報告ガイドライン

「環境報告書ガイドライン (2003 年度版)」は、環境報告書の普及促進を図るため、環境省が 2004 年 3 月に策定した。翌 2005 年 4 月、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (環境配慮促進法)」が施行され、大企業は環境報告書等の作成・公表およびその内容の信頼性向上に努めることとされた。

2007 年 6 月、「環境報告書ガイドライン (2003 年度版)」は、策定後の動向等を踏まえて「環境報告ガイドライン (2007 年度版)」として改訂され、特に上場企業や従業員 500 人以上の非上場企業等の大規模事業者における遵守項目等を盛り込み、できるだけ質の高い環境報告を行うことを求める内容となった<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> 中小事業者については、比較的容易に環境経営システムの構築および運用、事業活動における環境配慮の取組の実施および環境報告書の作成ができるよう「エコアクション 21」(環境経営システム・環境活動レポートガイドライン) を策定している。

## 2. 預金等業務

### (1) 預金

#### ① 海外金融機関

欧州の大手金融機関では、環境に配慮した預金商品を取扱う例は数少ないが、政府認証の環境関連プロジェクトに資金供給することを目的とした預金商品を提供している例が見られる。例えば、オランダでは、環境関連プロジェクトへの資金供給を促進するため、1995年にグリーン・ファンド・スキームを導入した。当該スキームでは、オランダ政府が認証する環境関連プロジェクトに資金を供給することを目的として、個人預金者・投資家から、預金あるいは投資信託のかたちで資金を集め、当該預金者等は一定限度の残高まで税制上の優遇措置を受けることが可能である。

このほか欧州では、**ソーシャル・バンク**<sup>27</sup>と呼ばれる、環境、社会、倫理的側面を重視して活動する金融機関が、環境関連の預金商品を提供している例も見られる。

#### 【事例5】

オランダ ING 銀行 (ING グループ) およびポストバンクは、環境関連プロジェクトに投資することを目的とした預金 (Postbank Groen) を提供している。当該商品は、1996年に個人向け商品として提供が開始され、2007年末の残高は9億7,400万ユーロとなっている。

また、オランダのトリオドス銀行では、預金者は自分の預金が供給される分野を、①自然・環境分野、②社会的ビジネス、③文化・社会、④南北問題 (格差問題)、の4つの分野から選択して預金することができる。また、同行は、上述したオランダ政府のグリーン・ファンド・スキームの導入に貢献しており、同スキームを利用した預金商品も提供している。

#### ② 国内銀行

国内銀行では、主に地域銀行において、環境に配慮した預金商品を提供している例が見られる。具体的には、定期預金残高もしくは利息の一定割合相当額を、環境活動を実施・支援している基金やNPO法人、地方公共団体などに寄付するもののほか、排出量を購入するカーボンオフセット型の定期預金など、預金商品の購入を通じて預金者の環境活動への貢献を促す商品例が見られる。

#### 【事例6】

東京都民銀行、東日本銀行および八千代銀行は、東京都と連携し、都が運営する「緑の東京募金」に協力する「東京緑の定期」預金の取扱いを2008年5月から開始している。この預金では、各銀行は、「東京緑の定期」預金を通じて集められた預金残高の0.1%相当額 (最高1,000万円) を「緑の東京募金」に寄付している。また、千葉銀行では環境省「私のチャレンジ宣言」にもとづき1日1kgのCO<sub>2</sub>削減を宣言した顧客に特別金利を適用する「環境定期預金」を提供している。

<sup>27</sup> 本稿で取りあげたトリオドス銀行のほか、エチカ庶民銀行 (イタリア)、GLS銀行 (ドイツ)、チャリティ銀行 (英国)、コープ銀行 (英国) などがある。

## 【資料12】 わが国における環境配慮型・預金の取扱い（例）

銀行名（五十音順）	預金の取組み
伊予銀行	いよぎん環境定期預金「いよの美環（みかん）」（預入額の0.1%相当の排出権を購入）
香川銀行	環境ボランティア定期「花と緑」（定期預金残高の0.01%相当額を自然保護団体へ寄付）
鹿児島銀行	「屋久島ボランティア定期預金」
きらやか銀行	「美しい山形・最上川定期」（預金残高の0.01%相当額を最上川環境保護団体等に寄付）
滋賀銀行	「エコプラス定期」（1回の預入れごとに7円を“環境学習の場”「学校ビオトープ」づくりの資金として拠出）
滋賀銀行	「カーボンオフセット定期預金『未来の種』」（定期預金額の0.1%分の排出権を購入）
大東銀行	エコ定期預金「ふるさと環境応援団」（預金残高の0.005%相当の金額を「湖美来（みずみらい）基金」に寄付）
千葉銀行	「環境定期預金」（預入金額の0.1%相当額を「地球環境基金」、「ちば環境再生基金」に500万円ずつ合計1,000万円を寄付）
東京スター銀行	外貨定期預金「エコのチカラ」（金利はCO <sub>2</sub> 削減に貢献するコモディティ指標に連動して決定。定期預金残高に応じた一定額を、環境保護活動を行うNGOへ寄付。）
東京都民銀行、東日本銀行、八千代銀行	エコ定期預金「東京緑の定期」（預金残高の0.1%相当額を東京都が運営する「緑の東京募金」へ寄付）
徳島銀行	「環境サポート定期預金」（販売残高200億円の0.01%を県の環境団体「とくしま環境県民会議」へ寄付）
びわこ銀行	エコ関連定期預金「CO <sub>2</sub> ダイエット・チャレンジ定期預金」（預金残高の一定割合を、環境保全活動を推進する団体に寄付）
福井銀行	定期積金・積立定期預金の残高に応じて環境団体へ寄付。
みちのく銀行	「みちのく<エコ>定期預金」（定期預金残高の0.02%を「白神山地を守る会」へ寄付）

[全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成<sup>28</sup>]

## (2) 投資信託（SRIファンド）

### ① 海外金融機関

海外の大手金融機関が提供するSRI（Socially Responsible Investment）ファンドは、歴史的に見ると、軍需やアルコール、タバコに関連する企業への投資を忌避する等の**ネガティブ・スクリーン**<sup>29</sup>を用いた投資手法が用いられ、特に環境に配慮するといった視点でのスクリーニングは行われて来なかった。しかし近年では、責任投資原則等が定められ、ネガティブ・スクリーンと併せてESGの評価を組み込むなど、環境に配慮したスクリーニングが行われ、SRIファンドの市場規模が大きく拡大している。

現在、海外の大手金融機関では、環境問題に関連するインデックス商品の開発に積極的に取り組んでいる例が見られる。

<sup>28</sup> 全国銀行ecoマップに掲載している事例は、2008年9月現在で会員銀行からの申告による事例を掲載しているものであり、会員銀行が取り組んでいる環境関連商品すべてを網羅するものではない。

<sup>29</sup> 社会的批判の多い産業（タバコ、アルコール、軍需、原子力等）に関連する事業を行っている企業を投資対象から除外する手法。

**【事例7】**

HSBCは、「HSBC Climate Change Index」、「HSBC Low Carbon Energy Production Index」（太陽電池、風力、バイオ燃料、地熱）、「HSBC Energy Efficiency & Energy Management Index」（低燃料車、エネルギー効率、燃料電池）、「HSBC Water, Waste & Pollution Control Index」（ウォーターリサイクリング、廃棄物処理技術、環境汚染防止）といったインデックスそのものを先行して開発するとともに、こうした指数に連動する投資信託商品を販売している<sup>30</sup>。

**② 国内銀行**

国内銀行でも、SRIファンドを提供している例が多く見られる。その特徴は、**ポジティブ・スクリーン**<sup>31</sup>を用いていることであり<sup>32</sup>、ファンドの多くは年金基金といった機関投資家向けではなく、個人投資家向けに販売されている。

近年は、地球環境ビジネス・企業に投資を行う環境テーマ型のファンドが増加しており、ファンドの販売手数料、信託報酬等の一部を環境保護基金・財団等に寄付する例が見られる。

**【事例8】**

住友信託銀行は、2003年7月、日本総合研究所と提携し、本邦初の企業年金向けのSRIファンドの提供を開始した。その後、個人向け公募投信、確定拠出型年金向けファンド、機関投資家向け私募投信等を発売するなど、ラインアップを拡大している。

また、2003年12月に設定した「住信SRI・ジャパン・オープン<sup>33</sup>」では、企業の社会的責任として「法的責任」、「社会的責任」、「環境的責任」、「経済的責任」の4つの評価軸から多面的に企業を評価して投資を行っており、投信評価会社から優秀ファンドとして表彰されている。

<sup>30</sup> その他、JPモルガン・チェースは「JPMorgan Environmental Index-Carbon Beta(JENI-Carbon Beta)」（気候変動のリスクを説明する初めての社債指数）、バークレイズは「Barclays Capital Global Carbon Index」（排出量価格指標）を開発している。バークレイズが開発したこのインデックスに連動する国内初のファンドとしては、東京東海証券が「東海東京プレミア・セレクション 温室効果ガス排出権指数連動ファンド（円建て）」を販売している。

<sup>31</sup> 社会や環境に対する配慮を積極的に評価し、社会的責任を果たしていると認められる企業を投資対象に含めていくもの。

<sup>32</sup> ネガティブ・スクリーンを用いることに慎重である理由に、例えば、企業年金においてSRIで運用する場合、経済的目的ではなく、社会的目的によって投資銘柄を選定した結果、運用パフォーマンスが劣れば、受託者責任（注意義務、忠実義務、分散投資義務）に反するとの指摘がある。

<sup>33</sup> 組入上位10銘柄にはツムラ、トヨタ自動車のほか、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループが組み入れられている。

**【資料13】 わが国における環境配慮型・投資信託の取扱い（例）**

銀行名（五十音順）	投資信託の取組み
イオン銀行	エコファンド「愛称：みどりのふたば」（環境問題に積極的な日本企業の株式と外国債券に分散投資）
熊本ファミリー銀行	エコ関連投資信託（投資対象を「社会的に責任ある企業活動を行っている企業」に限定した投資信託）
群馬銀行、第四銀行、東邦銀行	自然環境保護ファンド「愛称：尾瀬紀行」（信託報酬の一部を尾瀬保護財団に寄付）
埼玉りそな銀行、りそな銀行	当該銀行が定める世界の環境力企業などを投資対象とする投資信託商品「愛称：あしたの地球」の取扱い
親和銀行	エコ関連の投資信託商品の取扱い
住友信託銀行	SRI（社会的責任投資）ファンド「愛称：グッドカンパニー」の取扱い
泉州銀行	環境保全対応型の投資信託の取扱い
ソニー銀行	対象投資信託の残高に応じ、販売手数料等の利益から排出権を購入、政府に寄付
栃木銀行	「すぎみらいプロジェクト」を創設（投資信託の純資産残高の0.05%相当額を「日光杉並木街道保護基金」へ寄付）
富山第一銀行	エコファンドの取扱いと一部販売手数料の環境基金への寄付
福岡銀行	クリーンエネルギー関連の投資信託の取扱い
横浜銀行	地球温暖化防止関連に取り組む企業を投資対象とするファンドの取扱い

〔全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成〕

### 3. 融資業務

#### (1) 個人向け融資

##### ① 海外金融機関

米国の大手金融機関では、環境配慮型の建物（グリーンビルディング）に関する融資を中心として、環境配慮型の個人向け融資を実施している例が見られる。具体的には、米国で普及している**LEED認定**<sup>34</sup>などの評価システムを用いて、第三者団体が与える一定の評価にもとづいて資金供与するといった取組みが行われている。

##### 【事例9】

ウェルズファーゴ（Wells Fargo & Company）では、2004年からLEED認定を得た建物の購入費等に対して1,000万ドル～2億2,500万ドルのローンを提供しており、2007年7月にはこの残高が10億ドルを超えた。

ウェルズファーゴの商業不動産部門の担当者は、「エネルギー効率の良い建物の開発を支援することによって環境保護を促すことができる」とし、「建物からのCO<sub>2</sub>排出量は、米国全体の排出量の39%を占め、世界的な気候変動に直接影響を与えているが、LEED認定のグリーンビルディングは従来の建物に比べてエネルギー消費を半分に抑えることができる」としている。

欧州の大手金融機関では、省エネ住宅の建設等を推進する住宅ローンのほか、環境に配慮したハイブリッド自動車向け融資などが行われている。米国と同じく、第三者団体の環境基準などは存在するものの、自行のリスク判断のもと、独自の商品を開発するといった例が見られる。

##### 【事例10】

BNPパリバ（BNP Paribas）では、2007年から「Energibio」という低金利の個人向け融資を提供している。同商品は住宅の省エネルギー化（energy savings）および持続可能な発展に焦点を当てた改修費用を融資の対象とするものであり、主たる住居のほか、セカンドハウスの改修費用も借入可能となっている。借入額の範囲は760～30,000ユーロ、返済期間は最長108か月間の設定が可能となっている。

また、同年、同行子会社であるUCB（不動産ソリューションに特化した子会社）でも6,000ユーロを上限として省エネ住宅の建設等をサポートする環境配慮融資商品「Eco-friendly loan」の提供を開始している。

<sup>34</sup> LEED認定（Leadership in Energy & Environmental Design）とは、米国のグリーンビルディング協議会（US Green Building Council）が開発した高性能、持続可能な建物に対する評価システムであり、特に以下のような特徴を持つ建物を「グリーンビルディング」に認定する。なお、LEED 制度には、評価する建築物に応じて以下の6種類の規格が定められている。

- ・省エネルギー化に資するべく植物などで覆われている屋根
- ・雨や家庭内排水を集めてリサイクルする管理システム
- ・水効率の良い造園
- ・空気の質への対策（低排出材を使用した効率的な換気）
- ・リサイクル地域に組み込まれていること
- ・太陽エネルギーや地熱エネルギーなど、その場で再生可能なエネルギーの源があること



**【事例11】**

フォルティスでは、2006年からエネルギー効率の良い建物や機器への買替えを望む顧客への融資を行っている。省エネルギー融資(Energy Saving Credit facility)では、エネルギーコストの削減を目的として標準的な市場金利より低い金利(固定金利)で融資する。また、ベルギー国内においては、2005年から、環境配慮型自動車に対する融資で金利を優遇するクリーン自動車貸付(clean car credit)を提供し、ドライバーにCO<sub>2</sub>排出量の削減を奨励している。また、ベルギーとオランダにおいて、環境フレンドリーな車(ハイブリッド自動車やバイオ燃料自動車)に対する自動車保険の保険料を10%割引するクリーン自動車保険(clean car insurance)を提供している。

**② 国内銀行**

国内銀行では、都市銀行のほか約半数の地域銀行が環境に配慮した融資商品を提供している。具体的な商品として、住宅ローンでは、オール電化・ガス化住宅、太陽光発電を導入した住宅の購入資金やリフォーム資金等への融資、マイカーローンでは、ハイブリッド車、電気・天然ガス自動車等の購入資金などへの融資を行うローン商品が見られる。いずれも、従来のローン商品よりも金利を優遇しているものが多い。また、排出量を購入するカーボンオフセット型の住宅ローンなども見られる。

**【事例12】**

りそな銀行では、住宅ローンにおいて、電力会社・ガス会社等と連携し、環境配慮型商品等を備えた住宅に利用できるエコ住宅ローンを取り扱っているほか、ハウスメーカー等とも連携し、当該ハウスメーカー等がリフォームして分譲する環境にやさしい循環型再生住宅向けの住宅ローンで、金利優遇を実施している。

**【資料14】 わが国における環境配慮型・住宅ローンの取扱い(例)**

銀行名(五十音順)	住宅ローンの取組み
池田銀行	「<池田>住宅ローンエコプラン」(太陽光発電をはじめとする各種省エネ設備新設住宅に対し、金利を優遇した住宅ローンをラインアップ)
大垣共立銀行	「住宅ローンでカーボンオフセット」キャンペーン
鹿児島銀行	「かざん住宅ローン」(エコ住宅指定設備の導入者に金利優遇制度)
熊本ファミリー銀行	「エコプラン」(省エネルギー対応、ソーラーハウス対応住宅等に対する金利優遇)
埼玉りそな銀行	「省エネ・エコロジー応援!!住宅ローン」(指定設備導入で住宅ローンの金利優遇)
住友信託銀行	太陽光発電搭載住宅への金利優遇ローン
スルガ銀行	「カーボンオフセット付き住宅ローン」(環境に配慮した住宅の購入・建築・リフォームを行う世帯1世帯につき毎年2トンの排出権を国に移転(寄付)する(平成24年度末まで))
大光銀行	「たいこう環境対策支援ローン」(環境対策設備設置で住宅ローンの金利優遇)
第四銀行	「だいし住宅ローン」(太陽光発電システムなどの環境対策設備の設置で金利優遇)
千葉銀行	「ちばぎんリフォームローン・エコ」、「エコ住宅ローン」
東邦銀行	「エコ住宅応援プラン」(オール電化住宅等のエコ住宅購入における金利優遇)
栃木銀行	「全期間金利優遇住宅ローン」(オール電化住宅、ガス化住宅、太陽光発電システム住宅をエコ住宅と指定し、購入・新築、増改築をする際の住宅ローン金利を金利優遇)
長野銀行	エコ住宅(太陽光発電システム、IHヒーター等設置)への住宅ローン金利の優遇

銀行名 (五十音順)	住宅ローンの取組み
広島銀行	「<ひろぎん>住宅ローン」/「<ひろぎん>リフォームローン」(オール電化住宅、ガス化住宅を新築・購入、リフォームする顧客の資金の金利優遇)
びわこ銀行	「エコライフプラン」(環境配慮住宅を建設するための支援資金。オール電化、ガス利用住宅、太陽光発電、地産材(びわこ材)利用住宅に金利優遇)
北陸銀行	「カーボンオフセット付環境配慮型住宅ローン」(環境配慮型住宅を購入する当該住宅ローンの利用者1世帯につき、1tの排出権について当該銀行を介して国に移転)
三井住友銀行	「住宅ローンを通じた地球温暖化防止応援キャンペーン」(環境配慮型住宅を、当該住宅ローンを利用して購入し温暖化効果ガスの削減に取り組むことを宣言した顧客に、当該銀行が1世帯当たり1t分の排出量を購入し国に移転する)
りそな銀行	「省エネ・エコロジー応援!!住宅ローン」(環境配慮型商品等を備えた住宅に金利優遇)

[全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成]

### 【資料15】 わが国における環境配慮型・自動車ローンの取扱い(例)

銀行名 (五十音順)	自動車ローンの取組み
熊本ファミリー銀行	エコカーローン(ハイブリッドカー等の低公害車購入に際しての金利優遇)
大光銀行	低公害車等に対するマイカーローンの金利優遇
第四銀行	「だいしマイカーローン」(低公害車などを購入する顧客の金利優遇)
千葉銀行	「ちばぎんエコカーローン」(ハイブリッド自動車の購入資金)
広島銀行	「<ひろぎん>マイカーローン(ハイブリッドカー、電気自動車などの低公害車の購入資金の金利優遇)
長野銀行	「ながぎんマイカーローン」(ハイブリッドカー、電気自動車および低排出ガス車等購入時のマイカーローンの金利優遇)

[全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成]

また、地方公共団体は、住民が環境に配慮した住宅等を購入する、あるいはリフォームをする際に、金融機関と提携し環境問題への取組みを支援する動きが見られる。地方公共団体の支援の方法としては、補助・融資・斡旋・利子補給など様々な方法がある。

#### 【事例13】

北海道銀行・北洋銀行では、札幌市が指定する新エネルギー・省エネルギー機器を導入する市民に対して、住宅ローン等の金利優遇を実施している。なお、同市が機器導入費用の一部(約3%、上限あり)を助成するなどしている。

## (2) 企業向け融資

### ① 海外金融機関

海外の大手金融機関では、企業向けの融資先はエネルギー・発電関係、森林保護のほか、特に風力発電など大規模な環境関連プロジェクトに融資を実施している例が多い。その他、各国における政策的な取組みや、第三者団体が規定する環境基準に準拠した先に資金供与する取組みも多く見られる。

### ② 国内銀行

国内銀行では、環境に配慮した法人向け融資商品を提供している例が見られる。具体的には、環境保全・保護を目的とした事業活動や設備投資への融資、環境への配慮に関する国際規格:ISO14001<sup>35</sup>の認証取得企業への融資に優遇金利を適用する例や私募債発行の際の発行条件を優遇する例が見られる。都市銀行では、シンジケートローンを用いて、大規模な融資を実施するなどの取組みも見られる。

#### 【事例14】

みずほ銀行は、環境配慮型融資として、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図る省エネビルの建設資金や環境配慮活動に取り組む企業、今後取組みを予定する企業を対象に金利を優遇する融資商品などを提供している。

三井住友銀行は、NPO法人や地方自治体等で運営されている20以上の環境認証や、大企業が独自に構築している環境認証等を取得している企業に対し、金利優遇を行う融資商品などを提供している。

三菱東京UFJ銀行は、2008年3月から、化学会社の環境関連設備への投資費用として、地域銀行6行ならびに日本政策投資銀行とともに、環境配慮型のシンジケートローン（組成金額50億円）を提供するなどしている。

#### 【資料16】 わが国における環境配慮型・企業向けローンの取扱い（例）

銀行名（五十音順）	企業向けローンの取組み
阿波銀行	「あわぎんエコローン」(環境保全に関する運転資金、設備資金で優遇が受けられる)
七十七銀行	「七十七社会貢献活動支援ローン」(法人顧客の環境保護関連活動等を支援するため金利優遇)
十六銀行	「エブリサポート21」(環境対応型ローンの提供)
住友信託銀行	風力発電・バイオエタノール生産事業等へのプロジェクト・ファイナンス
泉州銀行	三菱東京UFJ銀行と「環境融資等に関する業務協力協定」を締結（H19.4）
大光銀行	環境問題対策を進める企業に対する優遇ローンの取扱い
第四銀行	環境問題に熱心に取り組む企業への金利優遇を実施
東京スター銀行	新エネルギー分野、産業廃棄物最終処理施設、自家発電設備等の環境配慮事業に対して融資を実行
東邦銀行	環境に配慮している事業者に対する融資の金利優遇
広島銀行	「<ひろぎん>地球環境対応支援制度『エコ・ハーモニー』」(クリーンエネルギー設備の設置等に必要資金について、一般の融資利率より優遇) 【日本政策投資銀行との「環境格付融資」に係る業務協力】

<sup>35</sup> ISO14001の認証取得については、融資先企業のみならず、銀行においても取得に取り組むところが見られる。このほか、中小企業においては、中小企業向けの環境マネジメントシステム規格（KES）の取得といった取組みも見られる。

銀行名 (五十音順)	企業向けローンの取組み
びわこ銀行	環境サポートローン (クリーン設備プラン、省エネ設備プラン、リサイクル設備プラン、土壌汚染改良プラン、環境産業支援プラン)、ISO サポートローン (ISO14001、エコアクション 21、KES など認証取得に要する資金)
福岡銀行	環境ビジネス分野 (自然エネルギー、リサイクル施設等) での融資活動
みずほ銀行	「みずほエコアシスト」(大気汚染・水質汚染防止設備、屋上緑化事業等環境関連設備投資向け貸出金利を優遇) 「みずほエコアシストE、みずほ関西エコ・エコ電化ローン (対象地区限定)」(CO <sub>2</sub> 削減を図る省エネビルの建設資金について金利優遇) 「みずほエコスペシャル」(環境配慮活動に取り組む企業や今後取組みを予定する企業を対象に金利優遇)

[全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成]

### 【資料17】 わが国における環境配慮型・私募債の取組み (例)

銀行名 (五十音順)	私募債の取組み
千葉銀行	「ちばぎんカーボンオフセット私募債『風のちから』」の取扱い
中国銀行	エコ私募債の受託、受託先のバイオマス発電に由来するグリーン電力によるライトアップ
東邦銀行	私募債発行条件の優遇
広島銀行	日本政策投資銀行が保有する「環境格付」の手法を活用して、日本政策投資銀行が協力・連携のうえ、私募債発行などの金融ニーズに対応

[全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成]

また、地方公共団体では、事業者（特に中小企業）が環境保全対策を行うに当たり、その設備の整備などに多額の費用が必要となることに配慮し、金融機関と連携して、中小企業が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を軽減するための融資制度を設けている例が見られる。

#### 【事例15】

愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行等<sup>36</sup>では、中小企業者が環境保全対策実施のために必要な資金について、「環境保全設備資金融資」として融資しており、この融資を受けた者は、申請を行うことにより、名古屋市が利子補填を行っている。

<sup>36</sup> この他、三菱東京UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行および第三銀行でも実施している。

### (3) プロジェクト・ファイナンス

#### ① 海外金融機関

欧米の大手金融機関では**エクエーター原則**を採択しており、当該原則に則ったプロジェクト・ファイナンスを実施している例が多い。2006年におけるプロジェクト・ファイナンスの80%は、このエクエーター原則に則った貸付との調査結果がある<sup>37</sup>。欧米の金融機関では、環境に関連するプロジェクト・ファイナンスを積極的に実施しており、大規模な太陽光・風力・バイオマス発電施設などへの実施が多く見られる。

このようにエクエーター原則に則ったプロジェクト・ファイナンスが広がりを見せるなど、国際的な取組みに準拠して融資を実施する例が多くなってきていることに加えて、自社の環境に係る融資方針にもとづき貸出前の審査段階や投資前の段階でデュー・デリジェンスを行うなど、環境に関するリスク管理を実施する取組みも多く見られる。

#### ② 国内銀行

国内銀行でも、都市銀行を中心にエクエーター原則を採択しており、これにもとづき世界各地でプロジェクト・ファイナンスを実施している例が多い。

##### 【事例16】

みずほコーポレート銀行では、2003年に邦銀で初めてエクエーター原則を採択し、国内外での環境関連プロジェクト・ファイナンスに注力している。同行は、2006年にエクエーター原則の採択全金融機関の事務局銀行<sup>38</sup>に指名され、また、2007年にはエクエーター原則改訂作業への貢献が評価され、「サステイナブル・バンキング・アワード<sup>39</sup>2007」において表彰されている。また、同行は、2007年度は風力、太陽光、エタノール等19件の環境関連プロジェクト・ファイナンス案件を組成しており、2008年には、スペインの温暖化ガス排出削減プロジェクトとして、太陽光発電プロジェクトに約70億円（総事業費の約80%）の融資を行う契約を締結するなど、CO<sub>2</sub>排出量削減に貢献する再生可能エネルギー事業等の大規模なプロジェクトに積極的に取り組んでいる。

<sup>37</sup> プロジェクトファイナンスセミナー「赤道原則とその実際の適用」～アラスター・マクネールスコット「プロジェクトファイナンスにおける影響」（2007年5月）（財）海外投融資情報財団

<sup>38</sup> 事務局銀行の役割は、エクエーター原則の公式ウェブサイト（英文）の運営、エクエーター原則に関する世界各地からの問い合わせへの対応、新規採択を希望する金融機関へのガイダンス、などである。

<sup>39</sup> 英フィナンシャルタイムズとIFCが共同で主催し、金融機関の国際的な環境への取組みを顕彰するために2006年に創設。

## 4. その他銀行業務等

### (1) 銀行の投資活動

#### ① 海外金融機関

欧米の大手金融機関では、環境配慮行動にコミット（確約）したうえで投資活動を行うことが特徴的である。例えば、米国のシティグループやバンク・オブ・アメリカ、英国のHSBCでは、数百億ドル単位の「環境資金枠」を創設し、その数年間の対象期間に、環境関連商品の開発を含む環境配慮行動の実施についてコミット（確約）したうえで、投資活動を展開している。

#### ② 国内銀行

国内銀行では、「環境配慮行動」を、社会適合性、企業統治なども含むCSRの構成要素として認識する例が多く、また、CSRが企業価値にインパクトを持つと認識されるようになってきたことから、国内外に自らの経営スタンスを表明する例が増えている。特に、受託者として運用を行う信託銀行各社は、責任投資原則に署名することにより、自らの投資方針が環境配慮行動に準拠していることを宣言し、投資活動を展開している。

### (2) 信託商品

欧米金融機関では、信託スキームを活用した目立った取組みは見られない。一方、国内銀行では、信託スキームを活用した排出量削減の取組みが積極的に行われている。2007年3月、改正温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）の施行により、（国別登録簿上で）算定割当量（いわゆる排出量）の信託記録制度が整備されたことを受け、排出権を信託財産とする信託スキームが本格的に取り扱われるようになった。信託スキームを活用した排出量取引は、自社の排出量を取得してカーボンオフセットを行うことができるため、排出量を小口で取得する場合に有用とされている<sup>40</sup>。また、公益信託や遺言信託を用いて、収益金を環境保護団体へ寄付するといった信託商品も取り扱われている。

なお、2008年12月からは、銀行本体においても排出量取引を行えるようになった<sup>41</sup>ことから、今後は、排出量取引に本格的に取り組む銀行が増えてくることが期待されている。

---

<sup>40</sup> 企業が排出枠を取得する方法として、CDMなどの温室効果ガス排出量削減事業を通じて排出枠を取得する方法のほか、CDM事業を実施している企業を通じて取得する方法などがあるが、取引単位が大きいことなどから、大企業を除く一般企業が排出量を温暖化対策として活用することは困難であった。

<sup>41</sup> 2007年9月の金融商品取引法施行時に、銀行の子会社等における排出量取引は解禁されたが（銀行法16条の2第2項第1号、同施行規則17条の3第2項、第18号の4）、銀行本体における排出量取引については、制度整備が未整備であることなどから、解禁が見送られていた。その後、2007年12月の金融審第二部会報告で、排出量取引に関する環境整備が急速に整いつつあり、将来的にも取引の活発化が見込まれるとして、今後の状況を見極めつつ、排出量取引を銀行本体の業務として明確に位置付ける方向で検討すべきとされたことを受け、銀行法の改正が実施された。

**【事例17】**

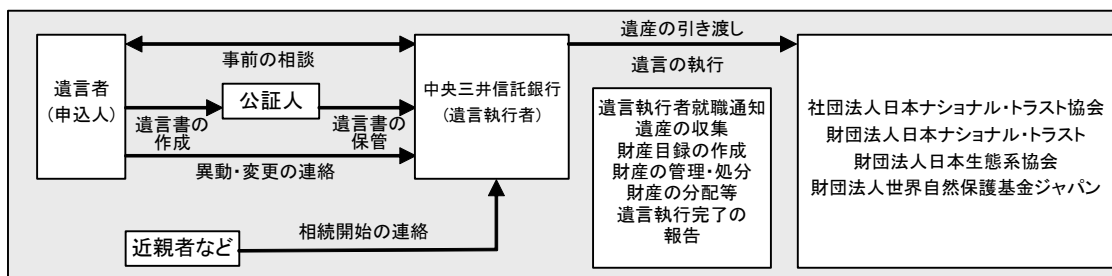
三井住友銀行は、2006年からブラジル三井住友銀行とともに、排出量取得に関する情報提供を行っているほか、2007年6月から本邦初の排出量小口共同購入スキームを導入し、その運用益を環境保護団体等に寄付している。

**【事例18】**

中央三井信託銀行は、自然保護活動の支援を目的として、財団法人世界自然保護基金ジャパンなど自然環境の保護に取り組む団体と「遺贈による寄付制度」の協定を結び、遺言信託を活用した制度により遺贈された金銭、土地などを将来の自然保護に役立てている。また、顧客から預かった資金を金銭信託で運用し、収益受益者を財団法人日本自然保護協会として収益金を交付する収益他益型信託商品「自然保護信託」を取り扱っている（資料18参照）。

**【資料18】**

**遺言信託を用いた自然保護活動支援**



[中央三井トラストホールディングス ウェブサイト資料から作成]

**【資料19】**

**わが国における環境配慮型・信託商品の取組み（例）**

銀行名 (五十音順)	信託商品の取組み
住友信託銀行	エコ・トラステーションの取組み（排出権の信託、排出権決済資金保管信託、不動産の環境付加価値に関する研究、テナントビルの省エネ推進モデルの開発等）
中央三井信託銀行	排出権取引への信託機能の活用
みずほ信託銀行	信託機能活用で排出権取引の活性化に貢献
三井住友銀行	排出量取得にかかる情報提供、排出量小口共同購入スキーム
三菱 UFJ 信託銀行	「排出権信託商品」の販売開始
りそな銀行	「お客さま向け環境セミナー」開催や「暮らしに役立つエコ BOOK」配布等を実施。環境関連公益信託の受託や、遺言信託等において環境団体等への寄付を行った顧客向け手数料の優遇等を実施。

[全銀協ウェブサイト・全国銀行ecoマップから作成]

### (3) 環境関連コンサルティングサービス等

欧州およびわが国の大手金融グループでは、環境アドバイザー業務への取組みが見られる。具体的には、再生可能エネルギーの導入、排出量取引関係、環境会計導入に関するアドバイザーサービスなどである。

また、国内銀行のうち都市銀行では、環境ビジネス交流会の開催や環境ベンチャービジネスの支援、環境IR戦略や環境会計導入のコンサルティング等のサービスを提供しており、地域銀行でも、その地域の特性を活かして同様の取組みを行う例が見られる。

#### 【事例19】

みずほ銀行は、「みずほ地『救』プロジェクト」を立ち上げ、顧客の環境対策ニーズへの対応を推進している。このプロジェクトでは、環境整備装置メーカー等によるコンソーシアムを組成し、環境改善に関心のある企業に環境事業者を紹介したり、環境問題に取り組む企業に、環境分野毎の高い技術・ノウハウ等を保有する企業を紹介するビジネスマッチングイベント等を開催している。

#### 【事例20】

滋賀銀行は、2005年12月、滋賀銀行版エクォーター原則とも言える「しがぎん琵琶湖原則(Principles for Lake Biwa (PLB))」を策定し、この原則への賛同を広く呼びかけている。賛同した顧客のうち希望者に対しては、顧客の「環境を主軸としたCSR経営」に関して、同行独自のPLB格付(環境格付)を実施し、環境経営のツールとして活用してもらうこととしている。また、PLB格付による顧客の取組み度合いを反映して金利を優遇する「『しがぎん』琵琶湖原則支援資金(PLB資金)」も取り扱っている。



### Ⅲ. 全銀協における環境問題への取組み

これまで全銀協は、会員銀行の環境問題への取組みについて、本業である銀行業務を通じた取組みと、節電・節約など自行の環境負荷低減に向けた取組みの両面から支援を行ってきた。

本章では、これまでの全銀協における環境問題への取組みを概観する。

#### 1. 環境問題に関する行動計画の策定

全銀協では、2001年9月、温暖化対策および廃棄物対策に関連して、「**日本経団連環境自主行動計画**」に参加し、その参加に当って「**銀行業界の環境問題に関する行動計画**」を機関決定した。このなかでは、具体的な行動計画として、①資源の効率的利用、②循環型社会の構築への取組み、③教育・啓発、④社会貢献活動、⑤お客様の環境意識の高まりに対応した業務展開、⑥お客様への環境情報の提供を挙げている。このうち、「教育・啓発」の一環として、環境問題の重要性に対する認識を共有することを目的に、1995年度から会員銀行向けの「環境問題に関する講演会」を毎年開催している。

さらに2005年11月には、銀行役職員の行動指針であった「**倫理憲章**<sup>42</sup>」を見直し、CSR（企業の社会的責任）の取組みへの関心の高まり等を踏まえ、環境問題への取組み等の項目を追加したうえで、新たに「**行動憲章**」として機関決定している。この環境問題への取組みでは、「銀行本業を通じて環境問題に貢献することが重要であり、環境保全に寄与する金融商品や金融サービスの開発・提供等に努めなければならない」との方向性が示されている。

#### 2. 銀行の環境負荷低減に向けた取組みの支援

全銀協では、2005年6月から、地球温暖化防止のための国民運動である「**チーム・マイナス 6%**」への参加を促進し、会員銀行に対して、同運動で提唱されている室温の28℃設定などに取り組むよう呼びかけてきている。この推進体制として、2007年7月、全銀協の企画部内に「**チーム・マイナス 6%推進室**」を設置し、①会員銀行に対するチーム・マイナス 6%に関する啓発および活動支援、②チーム・マイナス 6%の普及に資する施策の企画・立案および推進、③地球温暖化防止に資する活動全般についての企画・立案等に取り組んできている。

また、全銀協では、「日本経団連環境自主行動計画」を踏まえ、2006年9月に温暖化対策の数値目標として「**2010年度における電力使用量（本部・支店、システム・事務センター）を2000年度比12%減とすること**」を決定し、2006年11月には循環型社会形成における数値目標として「**2010年度における紙の再生紙購入率（本部・支店、システム・事務センター）を70%以上とすること**」、および「**2010年度における紙の再生利用率（本部・支店、システム・事務センター）を85%以上とすること**」を決定している。

<sup>42</sup> 倫理憲章は、1997年7月の「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」との申し合わせにもとづき、1997年9月に銀行の社会的責任の重要性を再確認し、信頼回復を図るために、銀行役職員の行動指針として制定された。

### 3. 会員銀行への情報提供の実施

全銀協では、環境問題に対する銀行の取組みをサポートするため、行政の動向や銀行における先進的取組事例の紹介など環境問題全般を内容とする「**全銀協エコ・レポート**」を創刊し（2004年7月）、情報提供を開始した（会員向けに年3回程度発行）。

2006年度の全銀協活動では「CSR活動の推進」を重要課題の1つに掲げ、2007年3月、「金融機関におけるCSR活動や環境配慮行動を考える」と題するシンポジウムを開催し、問題意識の共有化を図るとともに、前述のエコ・レポートを、環境問題を含めたCSR全般を内容とする「**全銀協CSRレポート**」に衣替えし（2007年4月）、今日まで情報提供を行ってきている。

### 4. 全銀協エコプロジェクトの推進

全銀協では、2007年4月、「日本経団連環境自主行動計画」の推進を図るとともに、銀行界におけるCSR活動の推進を図ることを目的として、企画委員会傘下に「**CSR活動推進検討部会**」を設置した。2008年4月、北海道洞爺湖サミットをはじめ環境問題に対する社会的要請の高まりを踏まえ、CSR活動のうち環境問題に関する事項を同検討部会から分離して新たに「**環境問題検討部会**」を設置し、「**全銀協エコプロジェクト**」の推進や排出量取引等への対応などを行っている。

この全銀協エコプロジェクトは、環境問題に対する社会的要請・関心が急速に高まっていることを背景として、2008年7月から2009年3月までの間、全銀協が会員銀行とともに環境問題に主体的かつ積極的に取り組むために展開するものである（資料20参照）。

#### 【資料20】

#### 銀行界における取組み（抜粋）

##### ① 環境自主行動計画にもとづく「省資源・省エネ活動」等の推進

業務の性格上、電力および紙を中心とした資源を消費する業界であることに鑑み、省資源・省エネルギー対策を推進するとともに、リサイクルの推進に努めるなど、資源の効率的利用と循環型社会の構築に取り組む。（電力使用量や再生紙購入率および紙の再利用率等に数値目標を設定しており、その確実な達成を会員銀行に求める）

##### ② 環境問題に関する「社会貢献活動」の充実

社会貢献活動の一環として、環境教育・環境意識向上を目的としたコンテンツを作成・公表し、次世代の環境社会を担う子供世代を中心に、その家族にも参画を促すなど環境意識の向上を支援する。

##### ③ 環境保全に寄与する「業務活動」の展開

銀行が行っている環境配慮行動や環境等融資事業に関し、その情報を集約・発信し、銀行界において共有するとともに、その業務活動における環境配慮行動へのかかわりを広く一般利用者向けにアピールする。

〔『全銀協エコプロジェクト』の展開について〕から抜粋〕

このプロジェクトにもとづく実施事項のうち主なものは、銀行経営層を対象とした「**トップセミナー**」の開催のほか、「**環境関連ウェブサイト**」を通じた情報発信である。このうちウェブサイトの取組みでは、一般利用者が銀行の環境活動を銀行別・テーマ別に一覧できるコンテンツ「**全国銀行 eco マップ**」や、小学校高学年を対象とした、家族で「環境」について学べるコンテンツ「**かえる先生と学ぶ エコ探検**」を提供している。

このほか、全国の小学生を対象に「**ECO 壁新聞コンクール**」を開催し、環境教育・環境意識向上に向けた取組みを推進するとともに、銀行界が実施している環境配慮行動を広く一般利用者にも理解してもらうような活動を展開してきている。

**【資料 21】 全銀協における環境問題への取組み**

年月	主な取組事項
2001年9月	「銀行業界の環境問題に関する行動計画」を機関決定 ⇒ 「日本経団連環境自主行動計画」に参加
2004年7月	「全銀協エコ・レポート」を創刊
2005年6月	「チーム・マイナス6%」運動の実施を会員銀行に呼びかけ
2005年11月	「行動憲章」に「環境保全に寄与する金融商品・サービスの提供」を盛り込む
2007年3月	シンポジウム「金融機関におけるCSR活動や環境配慮行動を考える」を開催
2007年4月	「CSR活動推進検討部会」を設置 「全銀協CSRレポート」(エコ・レポートの改訂版)を創刊
2007年7月	「チーム・マイナス6%推進室」を設置
2008年4月	「環境問題検討部会」を設置
2008年7月	「全銀協エコプロジェクト」を展開 ○ 環境講演会・トップセミナーの開催、全国銀行ecoマップ等ウェブサイト開設

## IV. 他業態等の取組みの現状

本章では、政策金融における取組みをはじめ、銀行以外の金融機関である損害保険会社、他産業における環境問題への取組みについて概観する<sup>43</sup>。

### 1. 政策金融における取組み

#### (1) 環境配慮型投融資・環境格付（日本政策投資銀行<sup>44</sup>）

日本政策投資銀行では、政策金融機関という特長を活かし、従来から循環型社会の形成や環境負荷の低減等を目的とした取組みを行ってきている。2004年度に導入した「**環境配慮型経営促進事業**」では、スクリーニングシステム（環境格付）を活用することにより、企業の環境配慮経営について評点化・格付けを行い、3段階の適用金利を設定し、環境に配慮した設備投資を行う企業に対して民間金融機関との協調融資を行っている。

#### 【資料22】 日本政策投資銀行・環境格付（概要）

開始時期	2004年
格付ランク	A～D(4ランク)
評点方法	業種ごとのスクリーニングシート(約120の設問で250点満点)で評点。
優遇金利	ランクごとに段階適用。金利水準は事前に未決定。
モニタリング	定期的なモニタリングの形をとらず、融資契約のなかで融資先企業の告知義務を盛り込んでいる。

〔日本政策投資銀行ウェブサイト資料から作成〕

同行は、2008年10月以降、完全民営化に向けた移行期間に入ったが、引き続き環境配慮の取組みを行っており、例えば、東京都の制度融資である「東京都中小企業環境配慮取組支援融資」では、この環境格付が採用されるなど、中核金融機関としての役割を果たしている。

#### (2) 環境・エネルギー対策資金の支援、国際金融における環境問題への取組み（日本政策金融公庫<sup>45</sup>）

日本政策金融公庫は、2008年10月の発足後も引き続き、従来の組織における業務を承継する形で、法令等にもとづく政策金融として、環境問題への取組みを行っている。

このうち、旧中小企業金融公庫ならびに旧国民生活金融公庫の業務である「環境・エネルギー対策資金」として、石油代替エネルギーや省エネルギー施設の設置に係る資金などを対象に特別貸付を実施している。

<sup>43</sup> 本章では、各金融機関ならびに業界団体・構成会員のウェブサイトに掲載された情報をもとに、それぞれの取組みを概観している。

<sup>44</sup> 日本政策投資銀行は、政策金融改革により、5～7年後の完全民営化に向けて、2008年10月、特殊会社（株式会社）化した。

<sup>45</sup> 日本政策金融公庫は、2008年10月、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫および国際協力銀行（国際金融等業務）を統合する形で設立された（沖縄振興開発金融公庫は2012年度以降に統合予定）。

一方、旧国際協力銀行（国際金融等業務）の業務として、温室効果ガスの排出量削減に貢献するプロジェクトなどの設備投資を支援しており、民間金融機関と協調融資を行う際には同行の環境ガイドラインにもとづく環境審査のノウハウを民間金融機関に提供している。また、**資源金融**<sup>46</sup>として、植林プロジェクトに対する融資を実施しているほか、京都メカニズム活用の一環として、CDMや共同実施が見込まれる案件向けの支援も行っている。

### (3) 省エネ住宅の供給促進（独立行政法人住宅金融支援機構）

独立行政法人住宅金融支援機構では、2005年6月、優良住宅取得支援制度（フラット35S）を創設した。これは、主たる業務の**証券化支援業務**<sup>47</sup>（いわゆる「フラット35」等）において、省エネルギー性能、耐震性能、またはバリアフリー性能が特に高い住宅に対して、当初5年間の融資金利を優遇するものである。さらに、長期にわたって居住できる住宅の供給促進を進めていく観点から、2007年4月、耐久・可変性能が特に高い住宅を新たに対象として加えている。

---

<sup>46</sup> わが国の資源確保に間接的または将来的に寄与する場合に公的支援を行うもの。具体的には日本企業による長期取引契約にもとづく資源輸入や、自ら権益を取得して資源開発を行う場合、さらには資源開発に携わる日本企業の競争力が強化される場合あるいは資源確保と不可分一体となったインフラ整備などが挙げられている。

<sup>47</sup> 同機構の証券化支援業務は、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するものであり、買取型（フラット35）と保証型の2種類があるが、優良住宅取得支援制度においては、いずれの制度も利用が可能。

## **2. その他の取組み**

### **(1) 損害保険会社**

日本損害保険協会では、1996年11月、「**損害保険業界の環境保全に関する行動計画**」を制定した（2006年3月改訂）。同行動計画では、地球環境保護のために、複雑・深刻化する「環境リスク」への対策をはじめ、損害保険業を通じた幅広い取組みなどを行うとしており、損害保険各社は、この行動計画に沿って環境問題への取組みを行っている。

自動車保険など自動車に関連した取組みを見ると、例えば、東京海上日動火災では、①環境配慮車への保険料割引（低公害車、低燃費車および低排出ガス車の場合、1.5%の割引）、②自動車修理時の環境配慮が挙げられ、後者では、事故車の「環境にやさしい」修理の実現を目指し、損傷部品が修理可能な場合には修理のうえ継続使用し、修理不可能な場合はリサイクル部品の活用を勧奨している。

また、損保ジャパンでは、環境配慮型保険商品として、①火災などの事故により保険金を支払う場合、屋上緑化費用、土壌汚染調査費用を補償する保険商品、②太陽光発電システムの購入者に対して、異常気象により日照時間が少ない場合に補償する保険商品、③土壌汚染、環境汚染に対する賠償費用等を補償する保険商品<sup>48</sup>を提供している。

### **(2) 生命保険会社**

生命保険協会では、2006年11月、「**生命保険業界の環境問題における行動指針**」ならびに同指針を実践するための「**生命保険業界の環境行動計画**」を策定した。同行動指針・計画では、生命保険業界全体で環境保全の重要性を再認識し、助け合いの精神により人々に安心を提供するという生命保険事業の役割に照らして環境保全に努め、次世代に豊かで安心できる生活環境を手渡すことを目指すとしており、生命保険各社は、この行動指針・計画に沿って環境問題への取組みを行っている。

例えば、日本生命では、自然環境保護のための「ニッセイ未来を育む森づくり」に取り組んできており、この環境への貢献度（温暖化防止、水質浄化等）<sup>49</sup>は林野庁からも評価されている。

### **(3) 証券会社**

日本証券業協会では、2008年2月、「**証券業界の環境問題に関する行動計画**」を策定した。同行動計画では、「証券業の特性を生かし、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発及び提供に努め、投資家及び社会全体の環境問題に対する取組みのすそ野拡大及び意識の高揚に寄与する」などとしており、証券各社は、この行動計画に沿っ

---

<sup>48</sup> ガソリンスタンドの漏油による損害を補償する保険（SS漏油保険）、土壌汚染調査で「汚染なし」の場合に発生した想定外の土壌汚染による浄化費用を補償する保険（シロ保険）、土壌汚染調査で「汚染あり」の場合に発生した想定外の汚染による浄化費用の超過額を補償する保険（コストキャップ保険）、一般の賠償責任保険では対象とならない環境汚染に起因する賠償責任および汚染浄化費用について補償する保険など。

<sup>49</sup> 平成19年度の1年間で約8,000万円の経済価値に相当。

て環境問題への取組みを行っている<sup>50</sup>。

証券会社の系列会社でも、同様の取組みを行っており、例えば、野村ホールディングスの野村リサーチ・アンド・アドバイザーでは、省エネルギー提案事業、風力発電、ペトボトルリサイクルに取り組むベンチャー企業への投資、事業アドバイスなどを通じて支援を行っている。

また、日興アセットマネジメントでは、1999年8月に、環境に関するスクリーニングを投資に取り入れた日本最初のSRIファンド、「日興エコファンド<sup>51</sup>」の運用・販売を開始するとともに、2000年には経済、環境、社会の3つの視点から企業を評価した「日興グローバル・サステナビリティ・ファンド」を運用・販売している。

#### (4) 商社

日本貿易会では、2002年2月、「**環境行動基準**」を策定した。同行動基準は、「地球環境の健全な維持と経済成長の調和を目指す『持続可能な発展』の実現に向け努力することにより、広く社会に貢献する」ことを基本理念とし、7項目<sup>52</sup>の基本方針を定めている。

商社の機能は多岐にわたり<sup>53</sup>、環境への取組みも、商品・サービスの提供、様々な事業への投融資などを通じて行われている。例えば、三菱商事では、取引先・事業投資先における環境への影響を重視し、間接的な形で環境への影響を管理していくことが必要であるとの考えから、取扱商品と投資事業の環境影響評価を行い、環境改善につながる提言や要望を伝達し、環境への影響の低減を図っている。

#### (5) 自動車

日本自動車工業会では、1995年12月に「**環境行動指針**<sup>54</sup>」を、1996年11月には「**環境行動計画**<sup>55</sup>」を策定し、環境問題への対応を最重要課題と位置付け、燃費基準の早期達成、低排出ガス認定車の積極的な導入、自動車リサイクル法への対応など、業界全体で積極的に環境問題に取り組んでいる。

例えば、トヨタ自動車では、1997年1月、「トヨタ エコプロジェクト」の推進を宣言し、地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>排出量削減の取組みとして、トヨタハイブリッドシステム(燃費向上)、パワートレイン技術(CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた燃費の向上、大気汚染防止に寄与

<sup>50</sup> 「証券業協会の環境問題に関する行動計画」では、「1. 環境問題に対する認識」と8つの「2. 具体的な計画」を掲げている。

<sup>51</sup> 環境についての評価基準を持つ初の国内株式投信。環境スクリーニングは、わが国初のSRI調査会社であるグッドバンカーが担当。グッドバンカーは責任投資原則にもProfessional Service Partnersとして署名している。

<sup>52</sup> 「経営の基本姿勢」、「環境関連法規制等の遵守」、「地球温暖化対策」、「循環型社会の構築への寄与」、「環境管理体制の確立」、「海外展開にあたっての環境配慮」、「社会への貢献」の7項目。

<sup>53</sup> 日本貿易会ウェブサイトによれば、商社には、商取引機能、情報・調査機能、市場開拓機能、事業開発・経営機能、リスクマネジメント機能、ロジスティクス機能、金融機能、オーガナイザー機能がある。

<sup>54</sup> 「環境行動指針」では、「1. 環境負荷をより考慮した自動車の提供への一層の努力」、「2. 環境保全型自動車社会システムの構築の実現に努力」、「3. 国際的な連携による環境の保全に努める」、「4. 環境保全に向けた取り組み体制を整える」という基本的な考え方を取りまとめている。

<sup>55</sup> 「環境行動計画」では、「1. 環境保全に向けた総合的取り組み」、「2. 地球温暖化の防止」、「3. リサイクルの促進と廃棄物の低減」、「4. 地球環境の改善」について、日本自動車工業会の取組みを公表している。

する排出ガスのクリーン化、エネルギー多様化への対応)、燃料電池ハイブリッド車などの開発を進めている。

また、1998年1月、「バイオ・緑化事業室」を設置してバイオテクノロジー産業の研究開発に着手し、翌年5月には、バイオ・緑化研究所を建設するなど、「アグリバイオ<sup>56</sup>」にも重点的に取り組んでいる<sup>57</sup>。

## (6) 電力

電気事業連合会では、1996年11月に「**電気事業における環境行動計画<sup>58</sup>**」を策定し、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>排出量の削減を最重要課題として、環境問題に取り組んでいる。例えば、東京電力では、原子力発電の利用拡大、火力発電熱効率の向上に努めており、発電の過程でCO<sub>2</sub>を排出しない原子力発電を基幹電源として活用しているほか、化石燃料の使用量を抑え、火力発電熱効率の向上を追究することで、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努めている。また、再生可能エネルギーの活用として、環境性、安定性を兼ね備えた電源である水力発電を重視しているほか、新エネルギー（太陽光発電や風力発電など）について、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」による導入義務量を着実に達成している。今日では、家庭やオフィスビルでのエネルギーの利用効率の向上がCO<sub>2</sub>排出量削減の重要課題となっており、排出量削減に大きく貢献する高効率な電動ヒートポンプ（エコキュート<sup>59</sup>など）を活用した機器の導入も推進している。

## (7) 家電

家電製品協会では、環境配慮製品の更なる普及に向けて、1991年10月、他の業界に先駆けて「**家電製品 製品アセスメントマニュアル<sup>60</sup>**」を整備し、会員企業の取組みを支援してきている。同マニュアルは、2006年5月、家電リサイクル法の完全施行（2001年4月）を受け、使用済み家電製品の処理実態等を踏まえた内容を盛り込み、第4版として改訂されている。会員会社は、環境に配慮したよりよい製品づくりを目指して、同マニュアルの活用等による製品アセスメントに積極的に取り組んでいる。

---

<sup>56</sup> 具体的には、サツマイモ事業、植林事業、花卉事業、屋上緑化事業、バイオプラスチック事業、畜産バイオマス活用事業等である。

<sup>57</sup> トヨタは、当該事業分野に進出した理由について、アジアを中心とする世界人口の増加、所得水準の向上による1人当たり食料消費量の増加、工業化・都市化の進展による耕地・森林面積の縮小、水利用の増加などから起こる食料・水不足、地球環境悪化へ対応するためとしている。

<sup>58</sup> 「電気事業における環境行動計画」では、「1. 地球温暖化対策」、「2. 循環型社会の形成」、「3. 化学物質の管理」、「4. 環境管理の推進」、「5. 海外事業展開にあたっての環境配慮」が掲げられている。

<sup>59</sup> エコキュートは、国が「京都議定書目標達成計画」に普及目標台数を盛り込み、導入補助金を交付するなど、その普及に力を入れている。

<sup>60</sup> 製品アセスメントとは、製品の企画・設計段階において、環境配慮設計による環境負荷低減の内容を確認し、その改善度を評価する手法である。環境負荷低減には、①天然資源の使用量削減、②再資源利用の可能性向上、③エネルギー消費の削減、④環境負荷物質の使用制限、⑤廃棄物の発生抑制が含まれる。



## V. 銀行に期待される役割と今後の課題

第Ⅱ章では、銀行業務を通じた環境事業活動の現状として、わが国の銀行がどのようなガバナンス体制のもと、基本業務である預金等業務・融資業務等を行っているのか、海外金融機関と合わせて概観した。また、第Ⅲ章では、これまでの全銀協の環境問題への取組みについても概観した。

本章では、わが国銀行や業界団体である全銀協の取組みを踏まえ、①環境配慮型経営、②環境配慮型資産運用、③環境配慮型投融資の3つの視点から、今後、銀行に期待される役割ならびに業界団体としての取組みを展望し、本稿を締めくくるとしたい。

### 1. 環境配慮型経営の推進

#### (1) 環境配慮の意識付けとガバナンス体制の充実

わが国銀行は、コーポレート・ガバナンスの観点からも環境問題への意識を高めている。

第Ⅱ章で概観したように、海外の大手金融機関では環境方針の策定に加え、環境問題の担当役員と所管部署の間で、その環境方針をPDCAサイクルに組み込んで環境問題へ対応している例が見られる。わが国銀行においても、環境方針の策定や専門部署の設置等の対応を行っており、ガバナンス体制に違いはあるものの、環境配慮型経営を推進するという意識は非常に高い。

今後ともわが国銀行の経営者は、銀行業を通じた環境問題への取組みが重要な課題であることを改めて認識したうえで、それぞれの**銀行の特長（規模、地域性）を活かした対応**をしていく必要がある。環境問題への取組方針を**環境方針などの形で明示**しつつ、**各行の実情に応じたガバナンス体制の構築**に努め、当該問題への取組みを徹底するために**定期的に改善を行うなど、より一層の充実を図る**ことが必要となる。

また、わが国銀行では、海外の大手金融機関と同様、従業員への研修を実施している例が多く見られる。今後は、環境方針などの形で明示された銀行経営者の問題意識（経営レベル）をより実効的な取組みに結びつけるため、**各種の研修等を通じて自らの銀行員の認識を高め**、その問題意識（業務レベル）を銀行業務の中に浸透させていく必要がある。

#### (2) 環境配慮行動に係る情報発信の推進

わが国銀行は、海外の大手金融機関と同様、環境報告書ガイドライン等にもとづき、CSRレポートや環境報告書を作成するなど、環境配慮行動に係る情報発信を行っている。また、顧客への環境配慮商品・サービス等の提供のほか、温室効果ガスの排出量削減に係る自社での取組みなどを行っており、こうした点についても情報発信を行っている。

今後ともわが国銀行は、自らの取組みを広く知ってもらう観点から**環境関連の情報発信を充実**させるとともに、**利害関係者や市場からの評価を受け、ステークホルダーとの対話を促進**していくことが必要である。こうした一連の取組みによって、環境配慮行動の自主的改善が図られ、社会から信頼を受けることにもつながっていくと考えられる。また、このような情報発信の際には、様々なステークホルダーに応じて、分かりやすさを兼ね備えたものとすることも必要である。

## 2. 環境配慮型資産運用の推進

個人・企業等の資産運用という側面では、銀行は、預金商品の開発/設計・提供や投資信託（SRIファンド）の販売といった形で関与しており、特にわが国銀行では、第Ⅱ章で概観したように、環境に配慮した預金の提供等をしている例が多く見られる。

環境配慮型資産運用の選択肢が広がった背景には、資産を運用する顧客（個人・企業等）における環境意識の高まりから、**自ら進んで環境配慮型資産運用を行うニーズが非常に高くなってきている**ことがある。内閣府の「低炭素社会に関する特別世論調査の概要（2008年7月）」によれば、「低炭素社会」をつくるための重要な取組みとして、**約6割が「太陽光・風力などの自然エネルギーの利用」「植林・森林の保全」を挙げている**ことから、**このような取組みを行う企業・プロジェクトを運用先とする商品の提供が求められている**。

こうした資産運用側である顧客のニーズに応えるためにも、わが国銀行は、**運用資産がどのようなかたちで環境に役立っているのか、顧客が実感し、満足感が得られるような預金商品の開発/設計・提供を行う必要がある**。また、**投資信託の販売者である銀行は、多様な投資信託商品が数あるなかで、環境問題に積極的に取り組む企業への投資に結びつくSRIファンド等を今後も提供していく必要がある**。

## 3. 環境配慮型投融資の推進

### (1) 企業向け融資

環境省の「環境にやさしい企業行動調査結果（2007年12月）」によれば、**企業による環境への取組みは「企業の社会的責任の1つである」と考える、と回答した企業が約8割を占めており、多くの企業が環境配慮に前向きであることがうかがえる**。こうした考え方にもとづく取組みは、短期的に効果が表れるものばかりではなく、むしろ**長期的な目線で考えられたものが多い**ことから、その取組みにどのような効果があるのかを評価しながら、最適なものを実施していく必要がある。この点は銀行が金融面から支援する際も同様であり、**環境配慮型融資における適切なモニタリングを通じて、一時的な対応にとどまらず、当該企業と継続した長期的な関係（リレーション）を構築して持続可能な対応を行うことが望ましい**。

わが国銀行では、第Ⅱ章で概観したように、環境に配慮した事業活動を行う企業や**ISO14001の認証取得企業への融資、環境に配慮した設備投資への融資に優遇金利を適用しているもの**が多く見られる。こうした企業の環境への取組みを金融面から支援することが重要であり、現在の取組みを引き続き実施していくことが必要である。

さらにわが国銀行は、**豊富な顧客基盤を活用し、環境への取組みを行う企業同士を結びつけ（ビジネスマッチング）、企業の新たな事業展開を支援することも必要である**。

### (2) 個人向け融資

個人レベルでも環境配慮への取組みが行われるなど、意識が高まってきている。内閣府の「低炭素社会に関する特別世論調査の概要（2008年7月）」によれば、「低炭素社会」を

つくるための重要な取組みとして、約7割が「省エネ家電・住宅、環境に優しい車などの普及」を挙げていることから、こうした個人の取組みを金融面からも支援することが求められる。

わが国銀行では、省エネ住宅の購入資金やリフォーム資金等への融資を行う住宅ローンや、ハイブリッド車等の購入資金などへの融資を行うマイカーローンといった商品が多く見られる。いずれも、従来の融資商品よりも金利を優遇しているものが多く、引き続き、こうした金融商品を提供して、個人レベルの環境配慮行動を支援していくことが重要である。また、CO<sub>2</sub>等の排出量を購入するカーボンオフセット型の住宅ローンや官民が協力した住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度など、利用者が環境配慮行動を実感できる融資商品を銀行自らが工夫しながら提供していく必要がある。

### (3) 銀行の投資活動

以上の取組みのほか、銀行自身が行う投資活動についても環境に配慮した活動を展開する必要がある。この点については、第I章で概観したとおり、環境問題などを投資の意思決定等に組み込んだ「責任投資原則 (PRI)」が取りまとめられ、その考え方が企業に浸透しつつある。わが国銀行の投資活動においても、こういった考え方を組み込んでいくことが望まれる。

また、銀行のみならず多くの企業は、こうした国際的枠組みに参加することにより、持続可能な社会の構築に向けた経営姿勢を内外にコミットするようになってきており、わが国銀行としても、当該企業と協働して、投資活動を展開していくことが望まれる。

## 4. 業界団体としての支援

本章「1.」のとおり、各銀行においてガバナンス体制を構築し、適切な環境配慮型経営に結び付けていくことは、環境に対する銀行経営者の問題意識をいかに高めていくかに依存するところが大きい。これまで全銀協では、「トップセミナー」の開催を通じて銀行経営者の環境問題への意識を高める取組みを行っており、引き続き、こうした取組みを継続させていくことが必要である。

また、本章「2.」、「3.」のとおり、環境配慮型資産運用の推進、環境配慮型投融資の推進といった視点からは、全銀協では、ウェブサイトのコンテンツである「全国銀行ecoマップ」を通じて、各種商品の情報提供を行ってきている。引き続き、世の中に広く知ってもらうように、銀行による環境配慮型商品提供のすそ野拡大のための活動を継続させていくことが必要である。

最後に、第III章で見てきたとおり、これまで全銀協では、会員銀行の環境問題への取組みの支援を行っており、特に2008年度は、「全銀協エコプロジェクト」を立ち上げ、①環境自主行動計画にもとづく「省資源・省エネ活動」等の推進、②環境問題に関する「社会貢献活動」の充実、③環境保全に寄与する「業務活動」の3つを基本方針として、これらを強力に推進してきている。今後もこうした流れを継承し、業界をリードしていく必要がある。

## おわりに

人類が抱える環境問題は、約四半世紀を経て、大気・土壌汚染問題といった特定地域の問題から、地球温暖化問題を含めた地球的規模の問題にまで拡大してきた。一方、環境に対する問題意識は国際社会、各国、地域といった各レベルで高まってきており、取組みの主体も政府レベルから民間レベル、企業レベルから個人レベルまで非常に多岐にわたっている。

もとより、銀行にはその取組みを金融面から支援することが期待されており、これまでも国際的なフレームワークのもとでグローバルな取組みが行われてきているほか、地域レベルでも、その特性に応じた取組みが行われてきている。

今後ともわが国銀行は、各銀行の規模、地域性などの特長を活かした環境配慮行動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

特に、わが国が資源輸入大国であること、また、技術大国であり、諸外国に対しても環境改善に資する有力な技術を提供できることを踏まえると、わが国は国際社会に多大に貢献していくことが期待されており、銀行界としても、金融面からこれを支援していくことが求められよう。

以 上